



島根県 中山間地域活性化計画

令和2年度(2020) - 令和6年度(2024)

令和2年3月



笑顔で暮らせる中山間地域を目指して

豊かな自然と歴史が息づく島根県の中山間地域は、地域での助けあいや、人と人との絆の中で、県民の皆様がいきいきと働き、暮らしていく場として、かけがえのない価値を持っています。

それだけでなく、中山間地域の農産品、自然、歴史、伝統文化や芸能といった地域資源を活かした特産品や観光・レジャー、特色ある地域活動は、県外の方にとっても魅力あふれるものとして、受け入れられています。

一方で、中山間地域では、高齢化や人口減少が進む中、地域を支える人材の不足や、日常生活に必要な機能やサービスの低下が深刻化しており、住民主体による持続可能な地域運営の仕組みづくりが求められています。

そうした中山間地域においては、これからも安心して住み続けることができるよう、県民の皆様が主体となって、生活機能の維持や地域産業の振興に向けた「小さな拠点づくり」を進められつつあります。

県民の皆様の主体的な取組は、中山間地域のすばらしい自然・文化・歴史と豊かな暮らしを将来にわたり維持し、次の世代に引き継ぐために無くてはならないものであり、県も一緒になって進めてきました。

今後も続く高齢化や人口減少によって、中山間地域はより厳しい状況に直面することとなります。

そうした状況においても、中山間地域に住み続けていけるよう、今後は「生活機能の確保」に重点をおいた「小さな拠点づくり」に取り組んでまいります。

また、特に人口規模が小さな地域においては、複数地域の連携による生活機能の確保に向けた取組が進むよう支援してまいります。

さらに、中山間地域の豊かな自然や特徴ある資源を活用し、小規模であっても、継続的に収入を得ることができる「スモール・ビジネス」を推進するなど、雇用の確保や、所得の向上といった産業振興も促進してまいります。

地域づくりの主役である県民の皆様とともに、笑いあい、助けあいながら、生きがいをもって働き、暮らしていける中山間地域を実現し、「笑顔あふれる しまね暮らし」を守り、育て、未来へつなげていきます。

令和2年3月

島根県知事 丸 山 達 也

目次 Contents

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 中山間地域対策の方向性

1. これまでの中山間地域対策（4期計画）・・・・・・ 4
2. 中山間地域の人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 中山間地域の将来人口の試算・・・・・・・・・・・・ 9
4. 中山間地域の現状（地域実態調査から）・・・・・・ 10
5. これからの中山間地域対策の方向性・・・・・・・・・・ 15

第3章 基本目標と推進体制

1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第4章 住民と一体となって取り組む重点施策

1. 小さな拠点づくりの推進・・・・・・・・・・・・ 21
2. 中山間地域を支える産業の振興・・・・・・・・・・ 29
3. 多面的機能の維持・保全・発揮・・・・・・・・・・ 36
4. 新しい人の流れづくり・・・・・・・・・・・・ 37

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

1. 計画策定の趣旨

県内の中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。

このため、鳥根県では平成11年に議員提案により制定された「鳥根県中山間地域活性化基本条例」に基づき、平成13年に1期目の「鳥根県中山間地域活性化計画」を策定し、これまで改定を繰り返しながら、各種施策を展開してきました。

その結果、各地域で住民同士の話し合いから、日常生活に必要な機能・サービスの確保に向けた取組、都市住民との交流や農産物の加工販売など多彩な活動が始まり、Uターン・Iターン者の定着が進むなど様々な成果を上げてきました。

また、世界に先駆けて日本が直面する人口減少・少子高齢化という構造的課題について、政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、平成26年9月、内閣にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、地方創生の取組が進められてきています。

将来を見通せば、相当な期間、緩やかな人口減少は避けられない状況ではありますが、地方創生の動きを追い風としつつ、中山間地域での暮らしを守り、活力を高めて、次の世代へ引き継いでいく必要があります。

この計画は、県の基本的な考え方や方向性を明らかにし、市町村や地域住民の皆様はもとより県外にお住まいの方々にも、中山間地域の存在意義を再認識していただくとともに、中山間地域の活性化に向けて地域主体での積極的な取組を行っていただけるよう期待するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、鳥根県中山間地域活性化基本条例第4条に基づき策定する計画です。

本年策定した「鳥根創生計画」は鳥根県の最も基本となる計画であり、この中山間地域活性化計画は創生計画を基本としつつ、中山間地域の課題解決に向けて関連施策を具体的に推進するための計画です。

3. 計画の期間

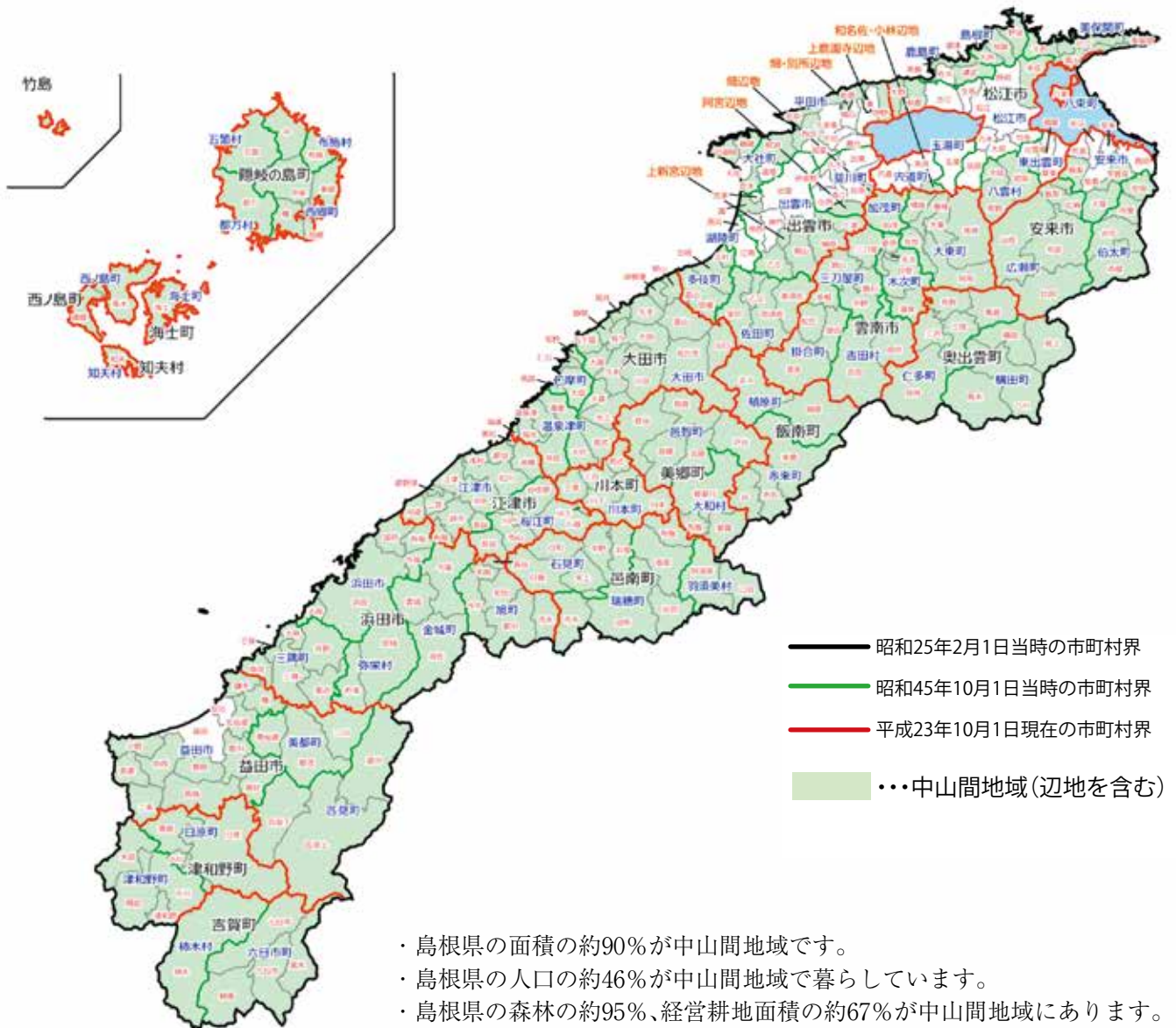
島根創生計画に合わせて、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4. 計画の対象地域

この計画の対象となる地域は、島根県中山間地域活性化基本条例第2条に定める次の地域です。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法 第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で第2条第1項に規定する過疎地域であった区域
- (2) 特定農山村地域における農林等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- (4) これらと同等に条件が不利である地域

●図表1 島根県中山間地域活性化基本条例に基づく中山間地域（令和2年3月31日現在）



●図表2 中山間地域の人口・面積等

| 区分 | 人口(人) | 世帯数 | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) | 高齢者比率(%) | 林野面積(km ²) | 林野率(%) | 経営耕地面積(km ²) |
|--------|---------|---------|----------------------|--------------------------|----------|------------------------|--------|--------------------------|
| 県全体 | 694,352 | 265,008 | 6,708.23 | 104 | 32.07 | 5,250.49 | 78.27 | 257.49 |
| 中山間地域 | 318,154 | 119,599 | 6,018.48 | 53 | 37.85 | 4,994.92 | 82.99 | 172.62 |
| (比率) | (45.8%) | (45.1%) | (89.7%) | (-) | | (95.1%) | (-) | (67.0%) |
| 非中山間地域 | 376,198 | 145,409 | 689.75 | 545 | 27.17 | 255.57 | 37.05 | 84.87 |
| (比率) | (54.2%) | (54.9%) | (10.3%) | (-) | | (4.9%) | (-) | (33.0%) |

資料：平成27年国勢調査（総務省） 2015農林業センサス（農林水産省）より作成

1. これまでの中山間地域対策（4期計画）

平成28年度から令和元年度までの4年間で第4期中山間地域活性化計画の期間とし、中山間地域に今後も安心して住み続けることができるよう「小さな拠点づくり」に取り組んできました。

4期計画での取組

今後も人々が住み続けることができるよう、公民館エリア（旧小学校区）を基本とし、住民同士の話し合いを通じて、地域運営（「生活機能」「生活交通」「地域産業」）の仕組みづくり（「小さな拠点づくり」）を推進してきました。

「小さな拠点づくり」とは

中山間地域において、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難になっている中で、公民館エリア（旧小学校区）を基本とし、住民主体の議論を通じて地域運営（「生活機能」「生活交通」「地域産業」）の仕組みづくりに取り組んでいくこと。

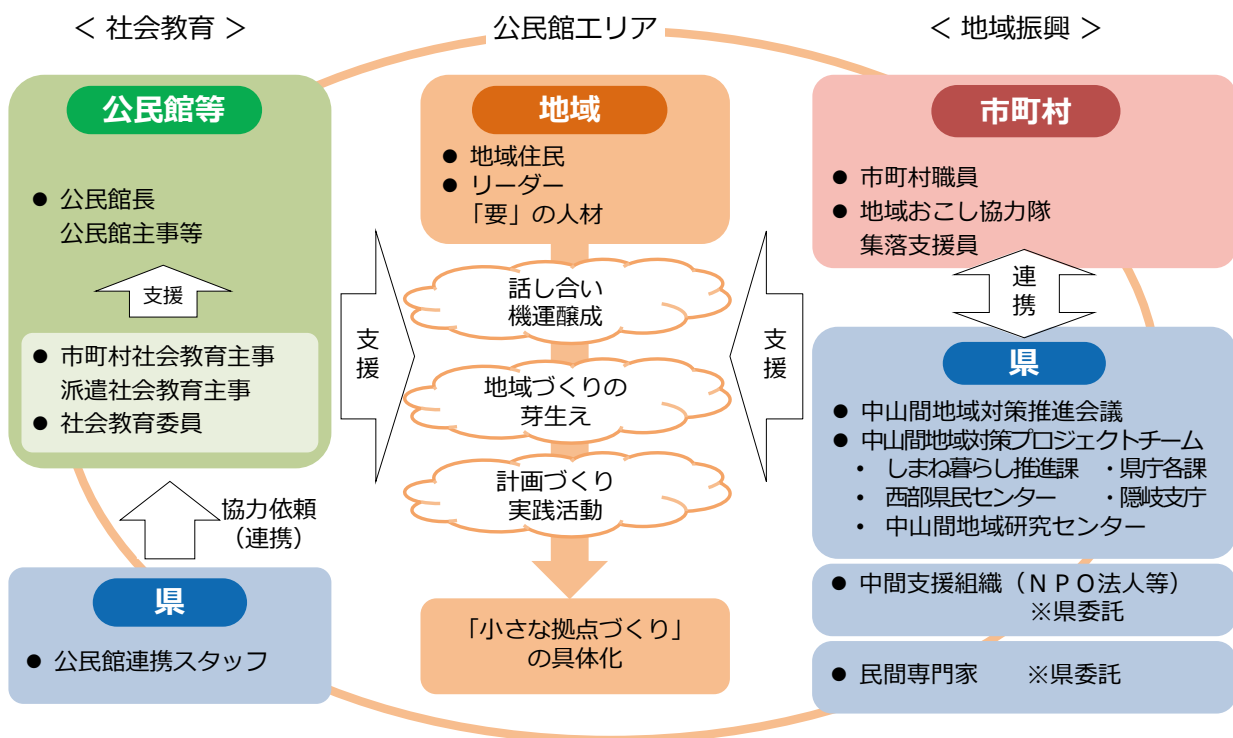
（考え方）

- ・ 長期的視点に立って積極的な地域再生を図るという考え方のもとで、「生活機能」「生活交通」「地域産業」という3つの側面の取組を推進
- ・ 住民主体の議論を喚起し、課題解決に向けた実践活動の企画立案から実施まで、住民主体の取組を支援
- ・ 買い物、金融、医療、介護等の日常生活に必要な機能・サービスについて、基幹集落等への集約化によって維持・強化
- ・ 基幹集落と周辺集落との間や近隣都市等を結ぶ生活交通について、輸送密度に応じた最適な交通手段の組み合わせを選択し、交通ネットワークを再構築
- ・ 産業面では、収益性や雇用力が十分でない場合においても、事業の複合化や多様な経済主体の参画を通じて、雇用増と域内消費による経済の好循環を形成

●図表3 「小さな拠点づくり」のイメージ

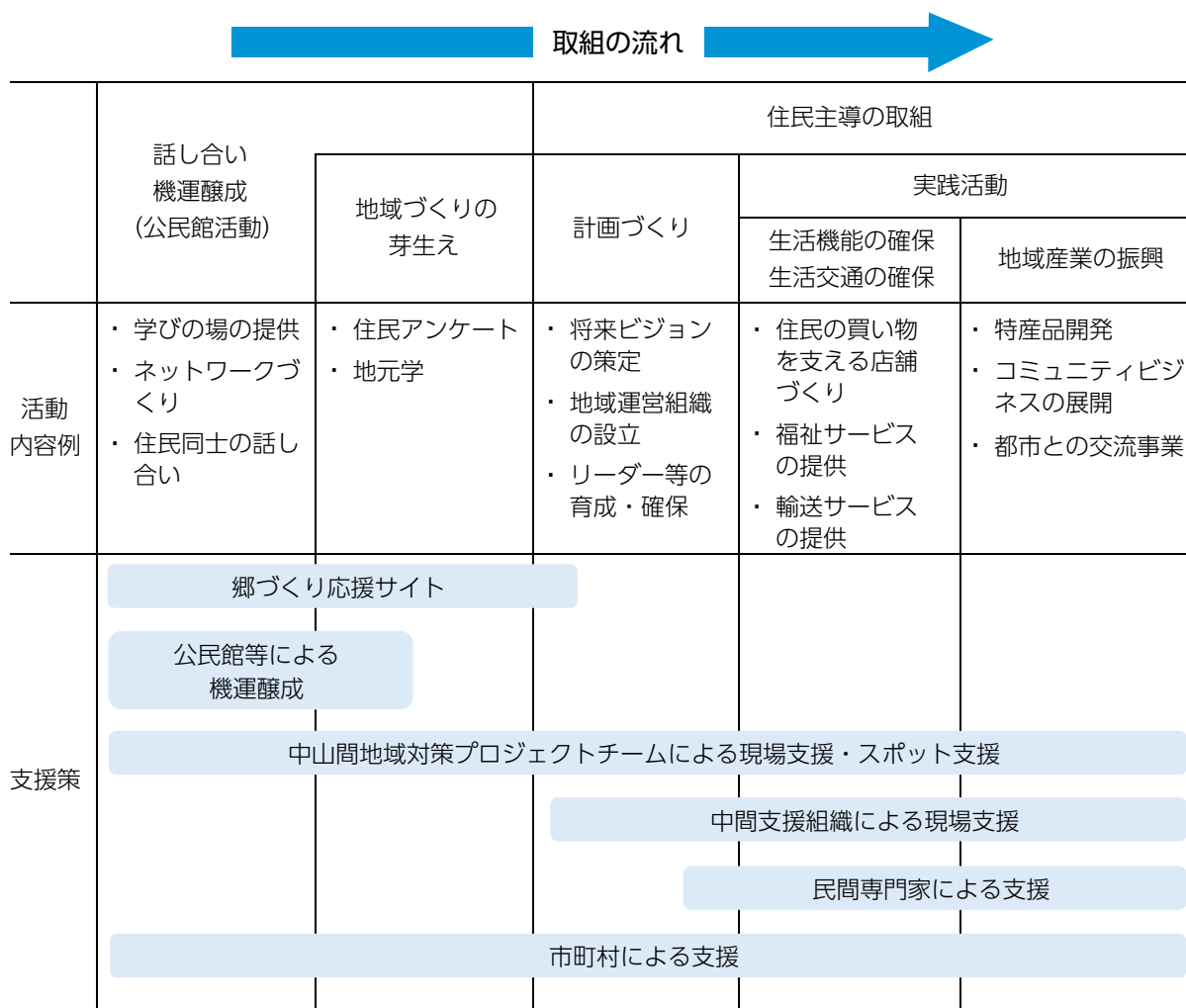


●図表4 「小さな拠点づくり」の推進体制



3期計画において成果のあった「小さな拠点づくり」に向けた取組を、中山間地域全体に広げるため、地域の課題を住民自身の力で解決していく自主的な学習・実践活動の拠点である公民館等との連携を図ってきました（図表4）。

●図表5 「小さな拠点づくり」のフロー

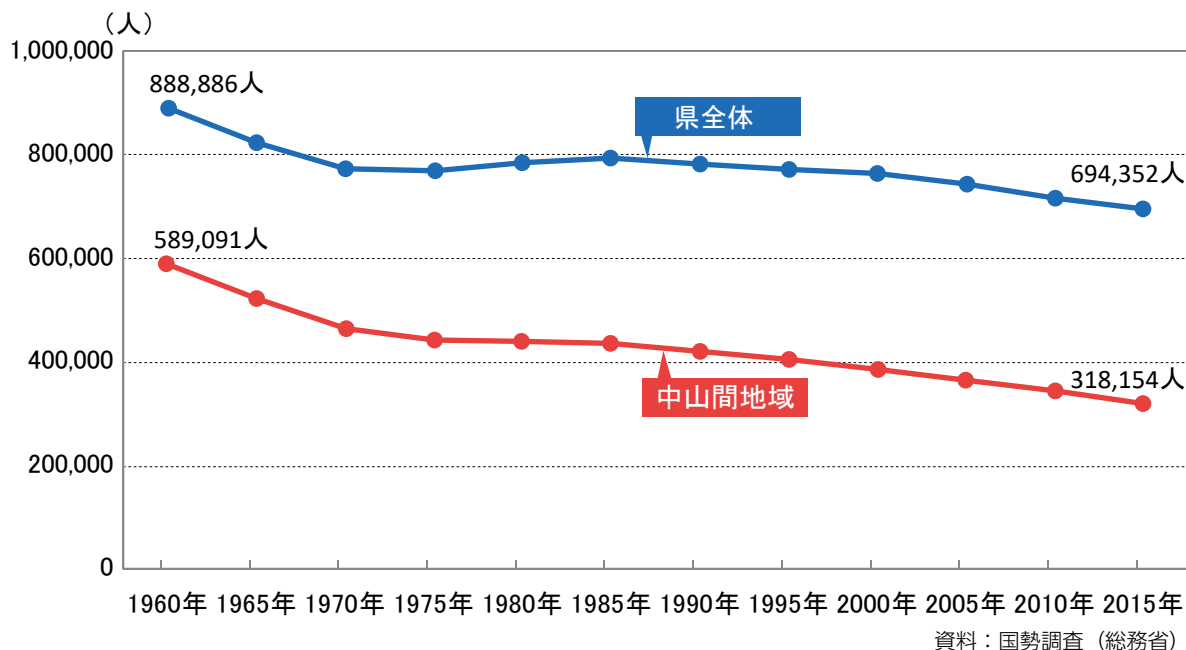


地域の課題解決に向けた取組に対して、県庁各部局で構成された中山間地域対策プロジェクトチームのメンバーが地域の動きに直接加わり、話し合い・機運醸成から実践活動までを継続的かつ総合的に支援してきました（図表5）。

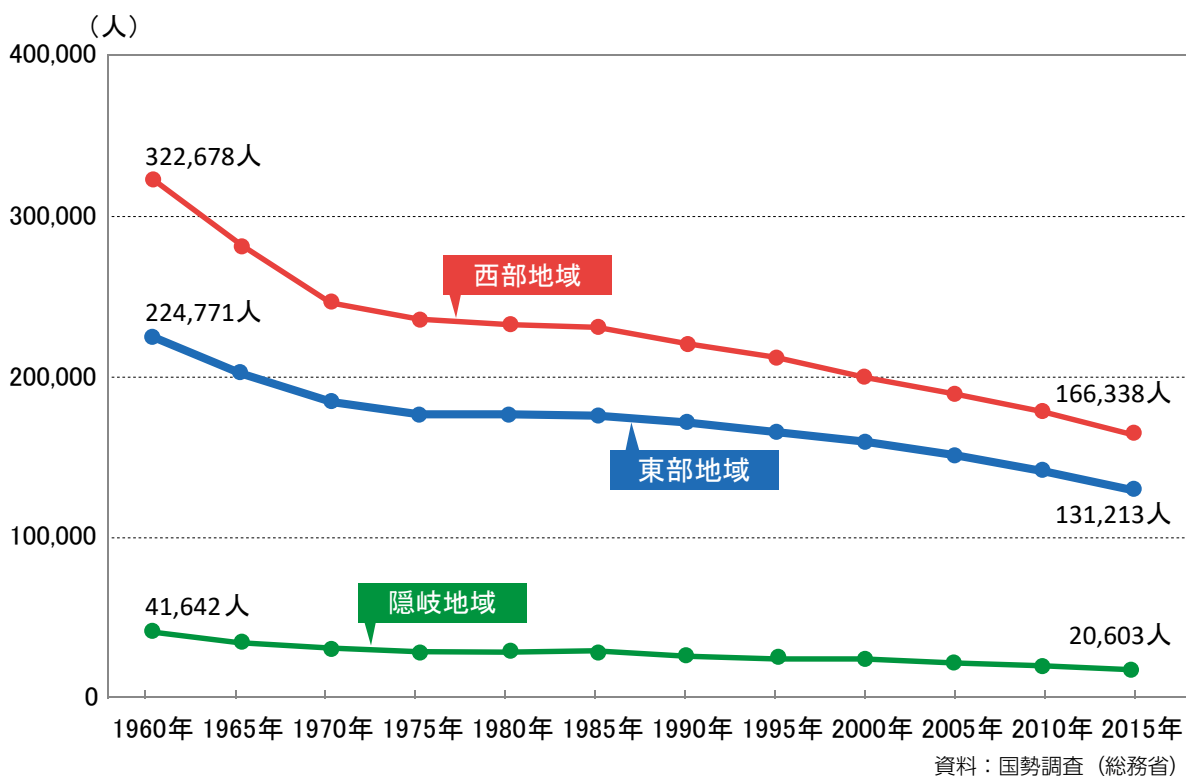
2. 中山間地域の人口推移

- ・中山間地域の人口は、昭和30年（1960年）代から減少傾向が続いており、中山間地域の人口減少に伴って県全体の人口も減少しています（図表6）。
- ・高齢者比率の上昇、若年者比率の低下が続いています（図表8）。

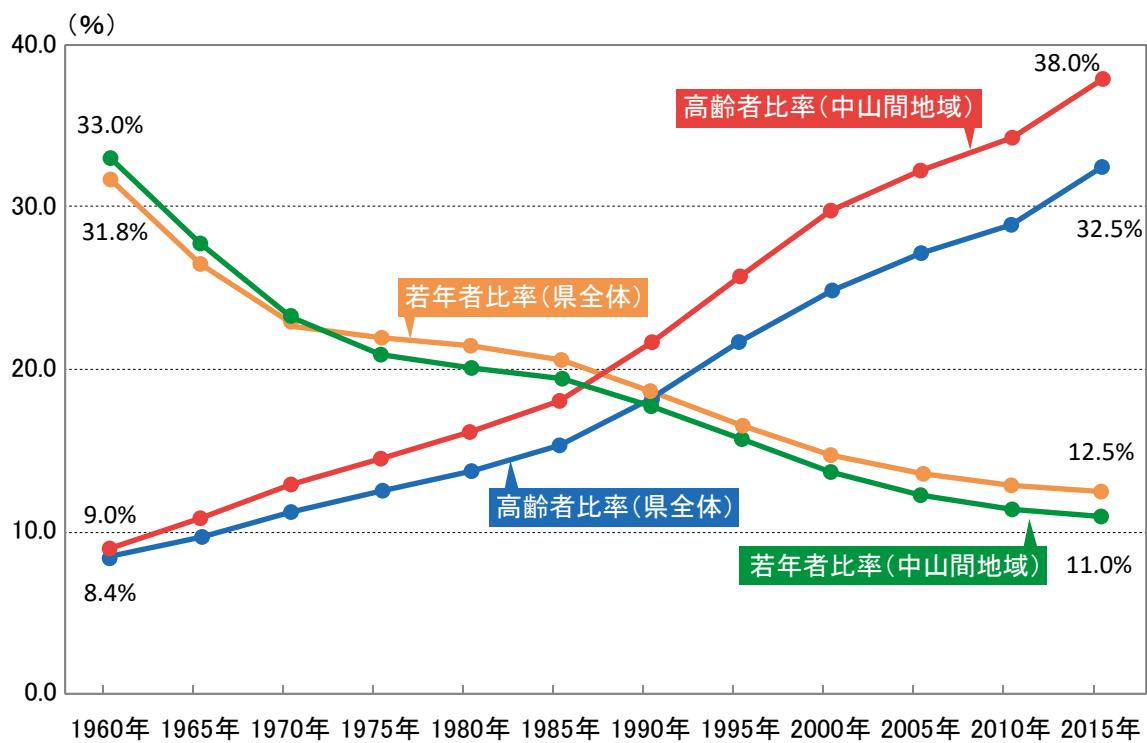
●図表6 中山間地域の人口動向



●図表7 中山間地域の地域別人口動向



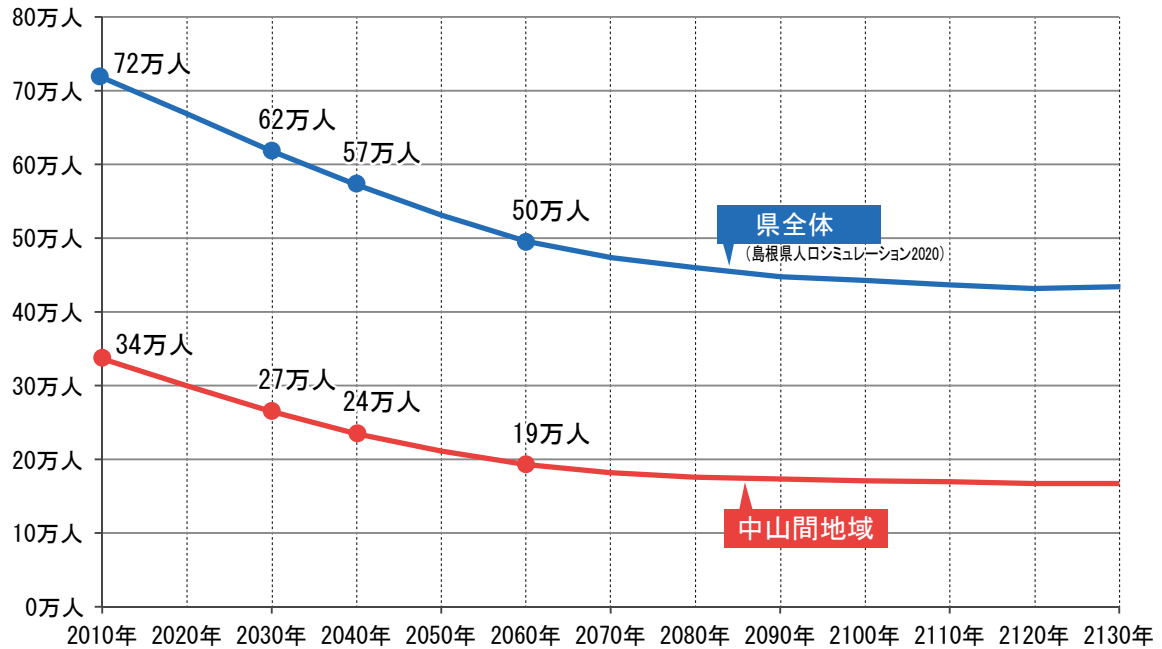
●図表8 高齢者比率・若年者比率の動向



資料：国勢調査（総務省）

3. 中山間地域の将来人口の試算

●図表9 将来人口の試算

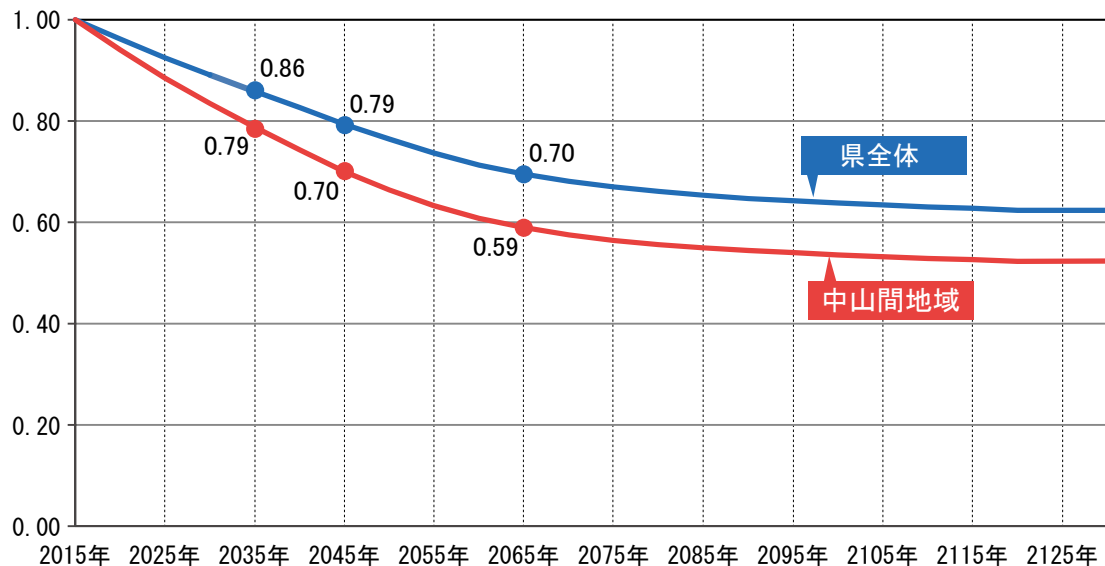


(試算条件)

- ・2015年の国勢調査による中山間地域の人口を発射台とし、次のとおり「自然動態」「社会移動」についての前提条件を設定し、将来人口を機械的に試算（2010年は国勢調査による実績値）
- ・なお、社会移動については、中山間地域エリアとエリア外（県内・県外の両者を含む）との出入りを計算したものであって、中山間地域エリアの内部移動は含まれていない

| 自然動態 | 社会移動 |
|---|------------------------------|
| 中山間地域の合計特殊出生率が、現在値1.74(2016～2018年平均)から2035年に2.07へ上昇 | 中山間地域の社会減少率が段階的に縮小し、2030年に均衡 |

●図表10 2015年を1とした場合の推移



4. 中山間地域の現状（地域実態調査から）

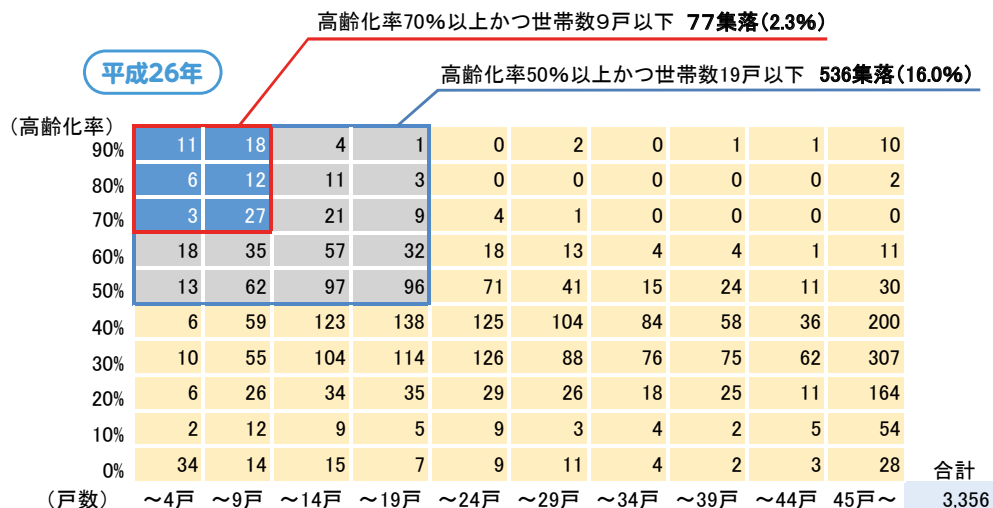
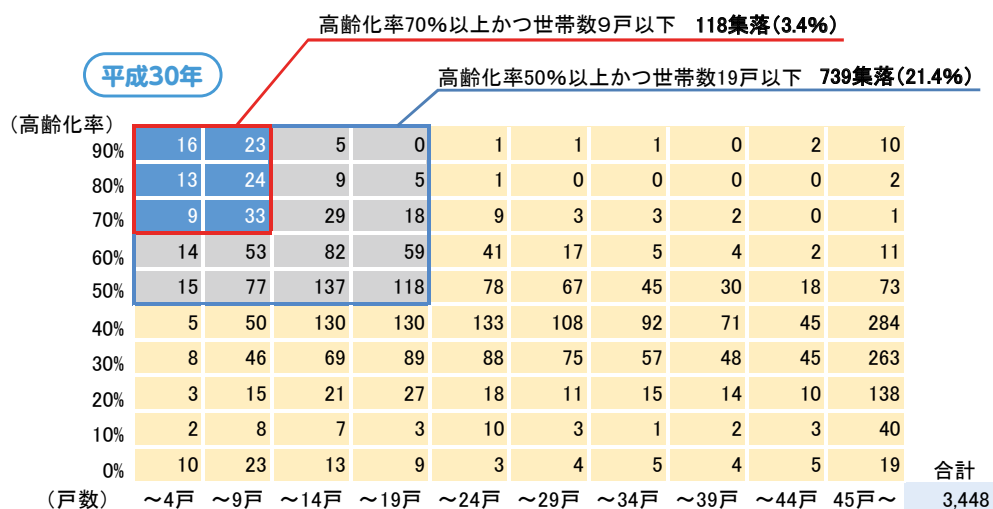
平成30年度に、県内の中山間地域を対象として、集落代表者へのアンケートにより集落活動の内容や困りごとなどについて、また、地域運営組織等へのヒアリングにより生活機能の確保状況などについて実態調査を実施しました。

この調査結果から分かる県内の中山間地域の現状は、次のとおりです。

(1) 集落の小規模化と高齢化の進展による小規模高齢化集落の増加

- ・集落の戸数や人口が減少するとともに、高齢化率は増加しており、高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下の集落や、そのうち高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下の集落の占める割合は、前回調査（平成26年）から増加しています（図表11）。

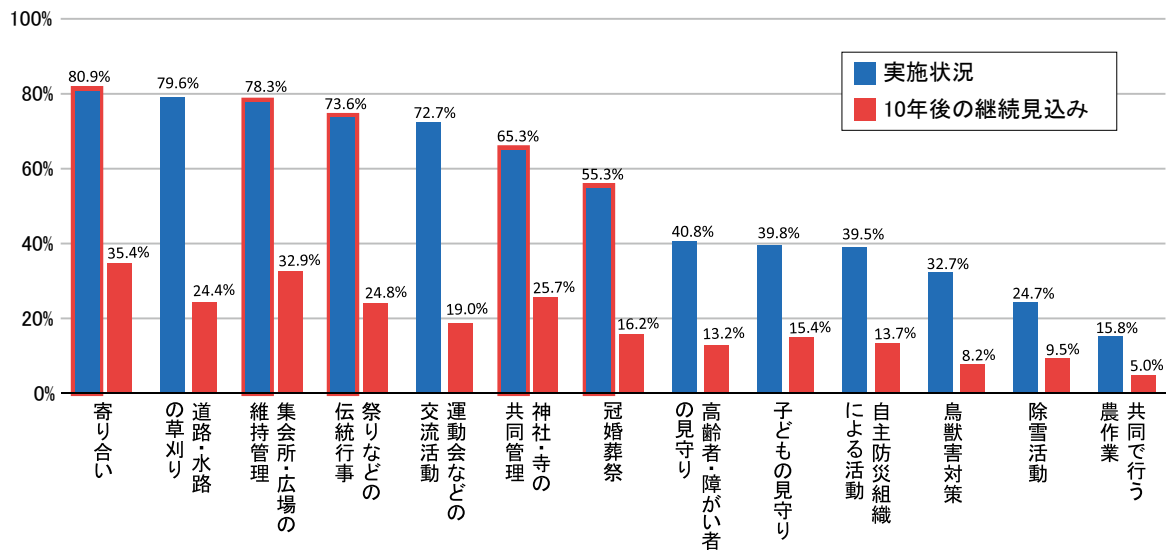
●図表11 集落の状況【高齢化率と世帯状況】



(2) 集落の活動状況

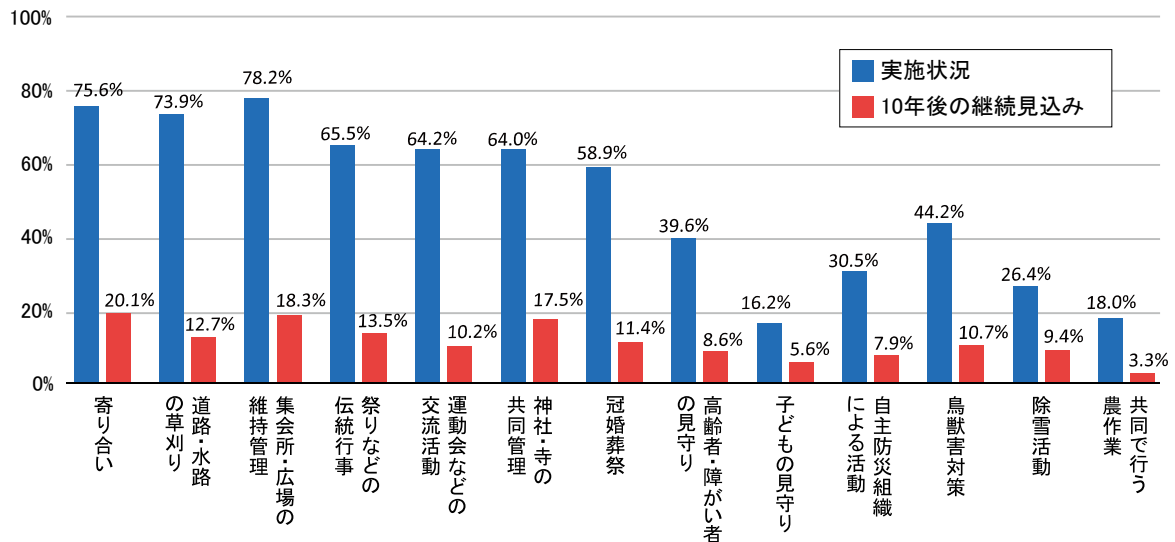
- ・ 集落代表者へのアンケート調査によると、集落の活動の実施率について「寄り合い」「道路・水路の草刈り」等は高いものの、「共同で行う農作業」「除雪活動」等は低くなっています（図表12）。
- ・ 実施率は前回調査*より低くなり、10年後はさらに低くなるものと見込まれ、集落単位での活動は、より困難になっていく集落が多くなるものと考えられます（図表12）。
- ・ 高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下の集落の活動の実施率は、集落全体より低い傾向にあり、より厳しい状況がうかがえます（図表12、13）。

● 図表12 集落の活動の実施率 (n=2,793 集落)



* H26地域実態調査での実施状況（集落代表者へのヒアリング n=295集落）
 寄り合い96.3%、集会所・広場の維持管理86.4%、祭り83.7%、神社・寺の管理80.0%、冠婚葬祭75.3%

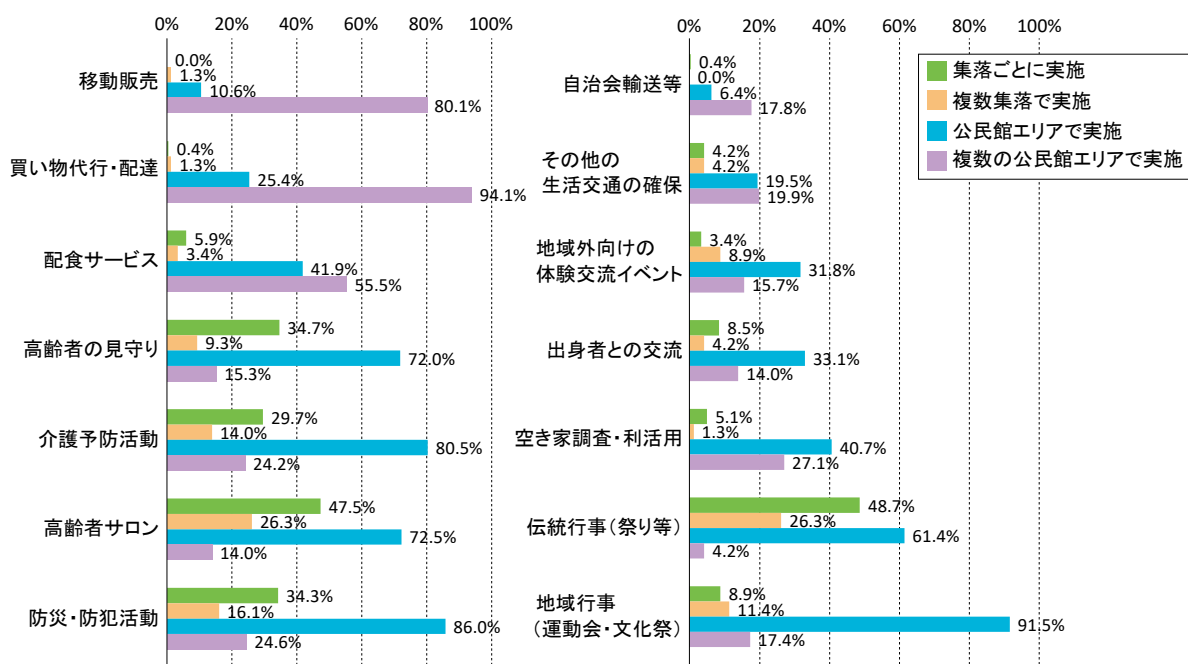
● 図表13 高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下の集落の活動の実施率 (n=394 集落)



(3) 公民館エリア等における生活機能の確保の状況

・「買い物代行・配達」「地域行事」「防災・防犯活動」等は、公民館エリア又は複数の公民館エリアでの実施率が高くなっています。一方で、「自治会輸送等」や「空き家調査・利活用」等、新たな仕組みの構築や担い手の確保・組織づくりが必要な活動は、集落ごと又は複数集落での実施率が低くなっています（図表14）。

●図表14 地域における機能確保の状況（n=236 公民館エリア）



・2,000人程度の人口規模がある公民館エリアでは、商店や診療所等の日常生活に必要な機能・サービスは概ね維持されています。一方で、公民館エリアの人口規模が小さくなるにつれて、その確保は難しい傾向が強くなります（図表15）。

●図表15 公民館エリアにおける機能・サービスの現存状況

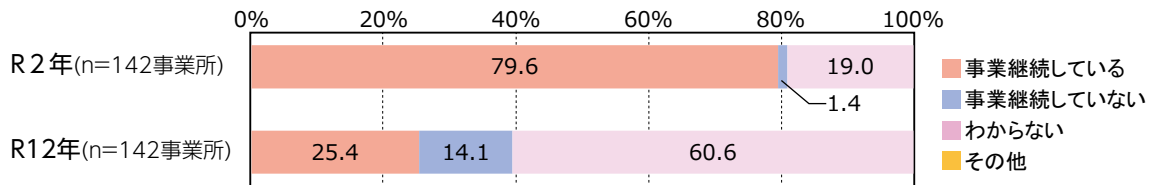
(上段：地区数 下段：比率)

| | 地区数 | 食料品等の買い物 | | | | | 公民館 | 金融機関 | 医療・福祉 | | | 集落営農組織 | 地域運営組織 |
|-------|---------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 大型店舗 | スーパー等 | コンビニ | 個人商店 | GS | | | 病院 | 診療所 | 介護施設 | | |
| 全地区 | 236 | 23 (9.7%) | 44 (18.6%) | 50 (21.2%) | 197 (83.5%) | 112 (47.5%) | 220 (93.2%) | 209 (88.6%) | 19 (8.1%) | 131 (55.5%) | 148 (62.7%) | 161 (68.2%) | 205 (86.9%) |
| 人口規模別 | ~499人 | 65 (0.0%) | 0 (0.0%) | 1 (1.5%) | 41 (63.1%) | 10 (15.4%) | 58 (89.2%) | 43 (66.2%) | 0 (0.0%) | 19 (29.2%) | 20 (30.8%) | 43 (66.2%) | 59 (90.8%) |
| | 500人~ | 73 (2.7%) | 2 (9.6%) | 7 (8.2%) | 64 (87.7%) | 34 (46.6%) | 68 (93.2%) | 69 (94.5%) | 1 (1.4%) | 40 (54.8%) | 38 (52.1%) | 50 (68.5%) | 61 (83.6%) |
| | 1,000人~ | 34 (11.8%) | 4 (14.7%) | 5 (20.6%) | 31 (91.2%) | 16 (47.1%) | 32 (94.1%) | 34 (100.0%) | 1 (2.9%) | 20 (58.8%) | 28 (82.4%) | 23 (67.6%) | 30 (88.2%) |
| | 1,500人~ | 30 (6.7%) | 2 (30.0%) | 9 (20.0%) | 6 (90.0%) | 27 (63.3%) | 19 (93.3%) | 28 (96.7%) | 5 (16.7%) | 19 (63.3%) | 19 (93.3%) | 28 (73.3%) | 22 (96.7%) |
| | 2,000人~ | 34 (44.1%) | 15 (67.6%) | 23 (67.6%) | 30 (88.2%) | 34 (100.0%) | 33 (97.1%) | 34 (100.0%) | 34 (100.0%) | 12 (35.3%) | 33 (97.1%) | 34 (100.0%) | 23 (67.6%) |

70%以上の公民館エリアで存在

- ・ガソリンスタンド経営者へのアンケートによると、令和12年時点における事業継続の見込みは、「わからない」が約60%となっています（図表16）。

●図表16 ガソリンスタンドの事業継続意向



●図表17 ガソリンスタンドがない公民館エリア

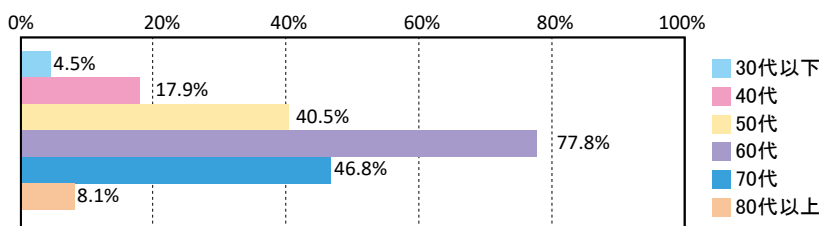
| 区 分 | | 平成27年 ① | 平成30年 ② | 増 減 (②-①) | 令和12年 ③ | 増 減 (③-②) |
|-------------------|-----|------------|------------|--------------|------------|--------------|
| 中山間地域全地区 | 地区数 | 227 | 236 | 9 | 236 | |
| ガソリンスタンド がない地区 | 地区数 | 112 | 124 | 12 | 135 | 11 |
| | 割合 | 49.3% | 52.5% | 3.2ポイント | 57.2% | 4.7ポイント |

令和12年時点のガソリンスタンドがない地区数は、ガソリンスタンド経営者へのアンケートで同年時点で「事業継続していない」と回答があった20事業所が廃業すると仮定して算出したもの

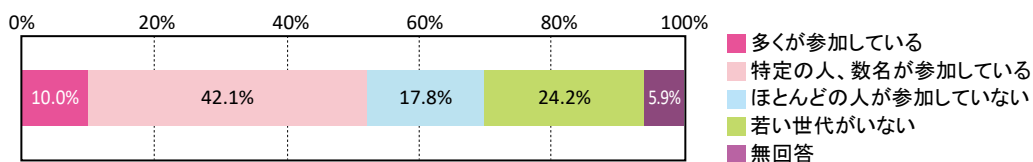
(4) 地域運営の担い手と地域運営組織等の状況

- ・集落の活動を中心的に担っているのは50～70歳代で、60歳代が最も多くなっています（図表18）。
- ・一方で、若い世代の多くが活動に参加している集落は、10%にとどまっています（図表19）。

●図表18 地域活動を中心に行う世代 (n=2,793 集落)

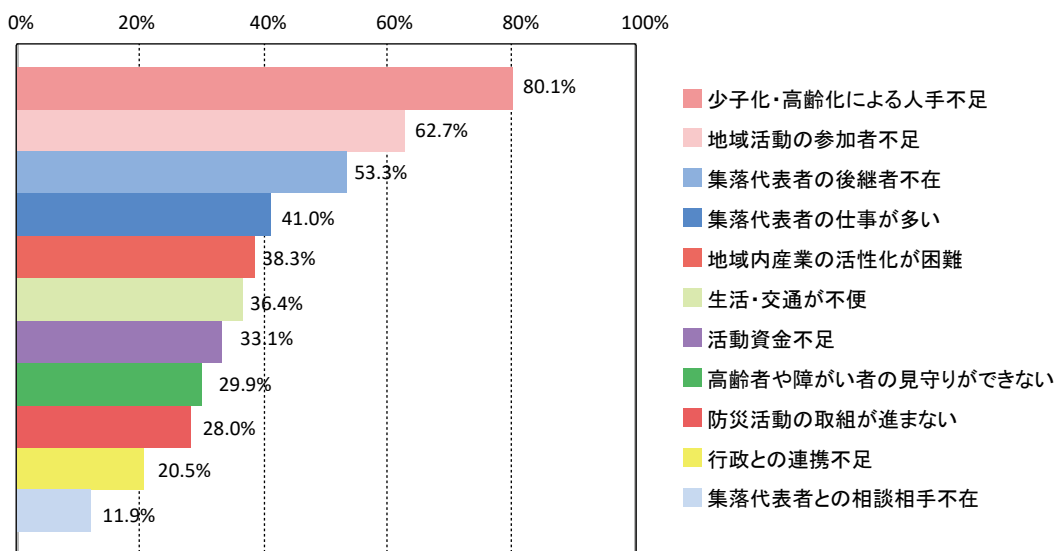


●図表19 若い世代（40歳代以下）の地域活動への参加状況 (n=2,793 集落)

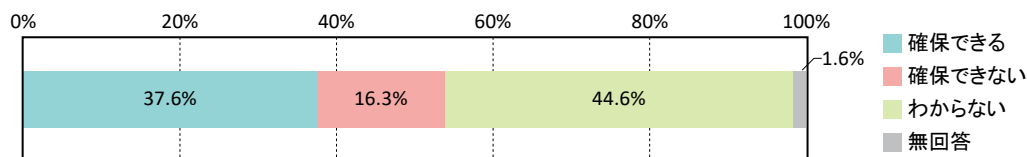


・「少子化・高齢化による人手不足」「地域活動の参加者不足」「集落代表者の後継者不在」等、活動の担い手不足が集落の大きな課題になっており、10年後（令和10年）に世話役が確保できる集落は40%弱となっています（図表20、21）。

●図表20 地域の困りごと（n=2,793 集落）

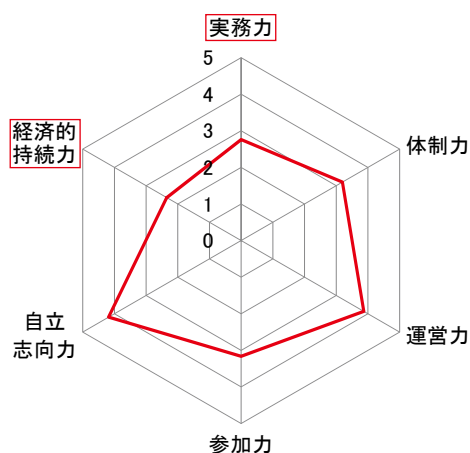


●図表21 10年後（令和10年）の集落の世話役の確保状況（n=2,793 集落）



・「小さな拠点づくり」の担い手である地域運営組織等に運営状況を聞き取ったところ、実務力と経済的持続力に課題があります（図表22）。

●図表22 地域運営組織等の状況（n=398 組織）



| 指標 | 主な評価項目 |
|--------|--|
| 実務力 | 会計や事務の担当者の有無 課題解決のための活動の頻度や継続性 等 |
| 体制力 | 計画・ビジョン、組織規約、総会開催の有無 法人格の有無 等 |
| 運営力 | 会合の頻度、活動効率化の工夫の有無 活動についての他団体との協議の有無 |
| 参加力 | 活動の広報、当て職以外の参加度 若者や女性の参加度 等 |
| 自立志向力 | 計画の定期的な見直し・更新の有無 担い手育成、柔軟な運営体制の有無 等 |
| 経済的持続力 | 行政の補助金以外の自主財源（事業収益、自治会からの収入等）の有無 |

5. これからの中山間地域対策の方向性

- ・県内の中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や買い物、金融、医療、介護など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難な集落が増えています。
- ・4期計画において、県は、公民館エリアを基本単位として「小さな拠点づくり」の取組を中山間地域全体に展開し、住民の議論の喚起を図り、地域の動きに加わり、計画づくりや課題解決に向けた実践活動などへの支援を行いました。
- ・その結果、全236の公民館エリアのうち、半数以上のエリアで「小さな拠点づくり」の取組が開始されるなど、一定の成果が得られたことから、今後も公民館エリアを基本単位として、「小さな拠点づくり」の取組を推進していきます。
- ・平成30年度に実施した地域実態調査の結果では、公民館エリアの人口規模が小さくなるにしたがって、日常生活に必要な機能やサービスの維持・確保が厳しい状況にあることから、今後は、生活機能の確保が急務な公民館エリアにおける課題解決に向けた活動への着手と、活動の内容や範囲の拡大への取組に対して重点的に支援をしていく必要があります。
- ・このため、5期計画においては、「生活機能(生活交通を含む)の確保」に重点を置いた「小さな拠点づくり」を推進するとともに、中山間地域の産業振興による雇用の確保と所得の向上にも取り組んでいきます。
- ・また、関係市町村と協力し、道路、下水道等の社会基盤整備についての必要な施策を講じ、中山間地域における定住環境の整備を図っていきます。
- ・将来を見通せば、更なる人口減少は避けられず、より厳しい状況に直面することが見込まれることから、今後は、公民館エリアを基本単位としつつ、場合によっては、複数のエリアが機能の分担や機能を集約するなど、より広い範囲での取組を促していく必要があります。
- ・人口減少が進む中山間地域においても、今後も安心して住み続けることができるよう、生活機能の確保が急務な複数の公民館エリアの連携による「モデルとなる地区」を選定し、重点的に支援することで、その姿を具体的に見える形で県民の皆様にお示しし、「小さな拠点づくり」の取組を、広く全県的に波及させていきます。

生活機能とは

- ・買い物（商店、移動販売サービス）ができる環境
- ・金融サービス（店舗、固定ATM、移動ATM）を利用できる環境
- ・燃料油（ガソリン、軽油、灯油、混合油）を入手できる環境
- ・医療、介護・福祉サービス（訪問診療・看護・介護含む）を利用できる環境
- ・生活支援サービス（除草・除雪など）を利用できる環境
- ・住宅などの紹介提供サービス（空き家バンク等）を利用できる環境
- ・冬季や病後などの緊急時でも暮らせる環境
- ・上記の環境への交通アクセス

生活機能の確保とは

- ・「公民館エリア」内で確保（継承、再開、新設）※交通アクセスの確保を含む
- ・「公民館エリア」外で確保 ※交通アクセスの確保を含む
- ・「公民館エリア」外の機能の導入（移動販売など）
- ・「公民館エリア」内で（外へ）の一時的な転居（冬季や病後など）

1. 基本目標

中山間地域においても必要な産業や生活機能が維持され、都市部とも補完し合いながら、誰もが住み慣れた場所で住み続けることができることを目標とし、中山間地域の持つ特性と特色を生かした施策を展開することにより、中山間地域においても、島根創生計画で示した将来像である「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を目指していきます。

2. 推進体制

地域づくりの原動力となるのは、地域を第一線で支える県民の皆様一人ひとりです。安心して住み続けることができる中山間地域の実現に向けて、地域の自主的かつ主体的な取組を基本に、市町村、県が密接な連携を図りながら、総力を結集して中山間地域の振興に取り組むことが重要です。

(1) 県民の役割

- ・地域づくりのためには、その地域に暮らす一人ひとりが役割を得て、やりがいを感じながら、自信を持って前向きに取り組むことが必要です。
- ・地域住民一人ひとりが、地域の思いや地域課題に対する危機感を共有し、当事者意識をもって、地域住民合意の下に主体的に取り組んでいくことが求められます。
- ・さらには、具体的な方策の検討や取組を進めるための体制づくりを進めていく必要があります。

(2) 市町村の役割

- ・市町村は県民に最も身近な行政主体として、地域の抱える様々な課題に対して地域と協働し、主体的に地域づくりを進めていくことが求められます。
- ・このため、中山間地域対策を総合的に推進するにあたって、庁内の連携体制の強化や多岐にわたる地域課題に対応する一元的な相談窓口の設置など、支援体制の整備を行う必要があります。
- ・また、地域づくりの推進主体として、地域の実態やニーズの把握に努め、住民議論の活発化を図るとともに、住民主体の地域づくり活動等に参画し、地域課題の解決に向けた積極的な支援を行うことが必要です。
- ・さらには、必要に応じ、他の市町村と連携、協力を図りながら、広域的に対応することが求められます。

(3) 県の役割

(基本的な考え方)

- ・地域に出向き、県民の皆様の声をしっかり聞いて、課題を抽象的ではなく具体的に把握し、その課題に対して地域の方々と一体となって取り組みます。
- ・また、多岐にわたる中山間地域の課題に対し、関係部局が連携し、県民目線で解決する施策を立案し、実行します。

(地域への支援)

- ・市町村と連携しながら、地域における住民主体の実践活動等に参画し、ファシリテーターとしての役割を積極的に果たしていきます。
- ・さらに、こうした活動から、地域づくりのモデルとなる地域や活動を一つでも多くつくり出すとともに、そこに至るまでのプロセス・方法論を取りまとめ、県内における地域づくりの新たな動きや活動の活発化につなげます。
- ・各地域において、地域支援を担当する職員を中心に、関連する部署の職員も交えた対策チームを編成するなど、地域の課題解決に向け、機動的かつ柔軟に対応していきます。
- ・また、専門的な分野において、民間専門家の派遣や専門職員による現地での指導・助言などが必要な場合には、積極的に民間専門家等を活用していきます。

(市町村への支援)

- ・複数の市町村にまたがる広域的な課題の解決に向けた支援や調整を行います。

(調査・研究と普及)

- ・中山間地域研究センターは、中山間地域の調査研究並びに農業、畜産及び林業の試験研究を総合的に実施するとともに、研究成果を活かした研修機会の提供、技術指導、情報提供を行っていきます。
- ・特に、地域研究部門においては、社会や経済など社会科学的な視点から多様な住民、部門、機関等と連携し、持続的な地域社会の形成を支援するシンクタンクとして、現状分析、手法開発、モデル構築、政策立案・評価機能を発揮するよう努めます。
- ・中山間地域に共通する問題に関する調査研究を進め、中山間地域の構造的な問題解決を目指すとともに、市町村や地域等へ成果の普及やアドバイス、情報提供を積極的に行います。

(県民等への情報提供・理解促進)

- ・県は、市町村や県民の皆様をはじめ、県外のお住まいの方々に対しても、中山間地域の活性化策や中山間地域の持つ公益的機能等についての各種情報をあらゆる機会を通じて提供するとともに、中山間地域の存在意義についての理解増進を図ります。

(国への働きかけ)

- ・国に対しては、同様な課題を抱える他の県とも連携し、関連対策や制度の充実強化、規制緩和を含めた抜本的かつ総合的な対策の実施について提案していきます。

鳥根県では鳥根創生計画を策定し、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる鳥根」を目指して、各種施策を展開しています。

中山間地域の活性化は、商工業や農林水産業の振興、防災・治安対策、医療・福祉・教育の充実、自然環境・歴史文化の保全、道路や下水道等の社会基盤等の整備等、県の施策のあらゆる分野に関連しています。

一方で、地域づくりの主役は、その地域に暮らし、今日まで豊かな自然を守り、伝統文化を継承し、そして、次の世代にこれを引き継いでいこうとする住民の皆様一人ひとりです。

そのため、県と市町村は、互いに連携しながら、住民の皆様に地域の現状をよく説明し、地域の課題解決に向けて、住民同士の話し合いや取組を促進していきます。

本章では、鳥根創生計画やその具体的な取組方針である人口減少に打ち勝つための総合戦略アクションプランを基本にしつつ、中山間地域の課題解決に向けて、県民・市町村・県の総力を結集して対策を進めていくために、住民と一体となって取り組む重点施策を中心に記載しています。

1. 小さな拠点づくりの推進

【取組の方向性】

公民館エリアを基本単位とした「小さな拠点づくり」が進んでおり、県と市町村が連携し、この動きをさらに進め、課題解決に向けた実践活動を充実させていきます。

取組を進めるには、住民の皆様一人ひとりに地域の現状をよく理解していただき、解決方法や体制作りについて各地域でしっかり議論していただくことが不可欠です。

こうした住民同士の議論から合意形成に至るには、相応の時間がかかりますが、大変重要な過程です。この過程を丁寧に行うことで実践活動への移行がスムーズになります。

これまで地域で取り組まれてきた実践活動の内容を他の地域に紹介しながら、県全体へ波及させていきます。

また、公民館エリアを人口規模別にみると、2,000人程度の人口がある場合、日常生活に必要な機能・サービスは概ね維持されていますが、人口規模が小さくなるにつれて、その確保は難しい傾向が強くなります。

今後は、人口規模が小さく生活機能の確保が困難な場合には、エリア外の機能・サービスの利用も視野に入れた、複数の公民館エリアの連携による取組を進めます。

【推進方法】

(1) 地域住民の機運醸成・合意形成の推進

① 住民議論を喚起するための情報発信

- ・地域づくりの開始に向けた機運醸成を担う市町村には、客観的な統計データや他地域の取組状況など、住民の議論を喚起するツールが必要となります。
- ・住民同士での話し合いを促すため「しまねの郷づくり応援サイト」により、公民館エリア単位の人口推計や高齢化率などの客観的なデータや「小さな拠点づくり」の先進事例の紹介などについて、市町村や県民の皆様へ情報発信を行います。
- ・また、あらゆる広報媒体を活用し、取組のプロセスやその成果を情報発信します。

② 世代や組織を超えて共に学びつなげる機会の創出

- ・住民同士の話し合いを進めるためには、地域の現状や他地域の事例等を学ぶことが必要です。
- ・その際に、限られた年代や特定の組織だけで学び、話し合うのではなく、生活機能の確保に関わる団体・企業や、生徒・学生を含め、地域の将来を担う若い世代などが共に学び、話し合うことで、多様な視点や価値観のもと、将来の地域づくりをにらんだ取組につながると考えます。

- ・地域住民のつながりづくりや学びの場の創出などを図るため、公民館等の活動の充実や職員の研修などに取り組む市町村を支援します。
- ・また、多様な主体が対話をしながら、自らの将来や地域のあるべき姿を学び合うことができるよう、行政職員や地域のキーパーソンがノウハウを習得することを支援し、地域で、幅広い世代が共に学び合う機会の創出・充実を図ります。

(2) 地域づくり人材の育成・確保

① 地域課題の解決に向かう人づくり

- ・地域課題の解決に向け、当事者意識を持ち積極的に行動する「地域づくりを担う人づくり」を推進するため、NPOや企業など多様な主体との連携により、住民の学びや活動を支援します。

② 社会教育士の確保・育成

- ・住民主体の取組を進めるためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であり、取組を牽引するコーディネーターやファシリテーターなどの能力を有した人材が必要となります。
- ・そうした能力を有した社会教育士^{*}を養成するため、高等教育機関等と連携し、講習の受講機会の多様化を図ります。
- ・社会教育士の能力向上のため、研修などの開催や学び合いの機会の充実を図ります。
- ・課題解決に必要な学習機会の提供や住民の活動に対する助言などの専門的なノウハウを活用し、具体的な取組の開始や充実、取組への積極的な住民参加を進めるため、市町村が行う公民館等への社会教育士の配置を支援します。

※社会教育士：令和2年度からの社会教育主事講習を受講した者に与えられる称号。NPOや企業など多様な主体と連携・協働し、福祉やまちづくり等の社会の多様な分野における学習活動を支援することを通じ、人づくりや地域づくりに携わることが期待されている。

③ 地域おこし協力隊の確保・育成

- ・地域運営の担い手確保のためには、人口減少が進む地域内の人材だけではなく、外部からの人材確保も有効な手段です。
- ・近年、他自治体との競争激化により確保が難しくなっている地域おこし協力隊について、受け入れる地域の現状や求める人物像などの情報を市町村と共有した上で、確保に努めます。
- ・地域で活動を始めた後であっても、隊員が十分に自身の力を発揮できる環境づくりを進めるため、市町村職員を対象とした受入体制構築の研修会の開催や隊員の相談体制を構築します。

- ・また、隊員の定住、定着を促すため、任期終了後の仕事・活動を見据えたロードマップの作成、地域住民との関係づくりの方法、地域での生活を続けることを目指した生業づくり等についての研修会を開催することにより支援していきます。

④ 地域課題の解決に向けたスキルアップ研修

- ・住民同士の話し合いを通して「小さな拠点づくり」を進めるために、市町村では地域の実情に詳しく、住民主体の取組を推進するノウハウ・知見を有した集落支援員等を配置しています。
- ・この集落支援員等に十分に力を発揮してもらうため、地域の現状を把握し、課題の設定や解決する方策を検討する手法の習得を目指した研修会を開催します。
- ・また、住民や市町村職員等を対象として、地域交通や定住促進といった中山間地域の課題解決に向けた住民主体の実践活動に繋がる研修会を開催します。

⑤ ふるさと教育・教育の魅力化

- ・将来を見据えた地域づくりの担い手のためには、子どもの世代から地元への愛着を深め、教育を通じた人材育成に取り組むことが必要であり、地域と協働した教育活動は、地域の担い手の育成や地域の活性化につながります。
- ・子どもたちが多様な人々の関わりや様々な経験の中で育まれるよう、豊かな自然、文化・歴史、子どもたちを温かく支え育てようとする地域社会といった強みを生かし、ふるさと教育や地域課題の解決等を通じた学びを推進します。
- ・また、地域と学校が一体となって子どもたちを育むため、高校において、地域住民、市町村、小中学校、企業、大学など多様な主体が参画する協働体制（高校魅力化コンソーシアム）の構築も併せて推進します。

(3) 地域運営組織の形成

① 地域運営組織の持続性の向上

- ・地域課題を共有し、解決方法の検討や解決に向けた取組を実践する地域運営組織では、中心的な担い手は50～70歳代が多くを占め、次世代の人材育成が課題となっています。
- ・地域運営に関わる機会の少ない若い世代やUターン・Iターン者を含め、多世代の住民と様々な団体が参画し、多様な連携で課題解決に取り組む仕組みづくりが求められます。
- ・そこで、地域に就労する人材の確保や、運営の自主性、持続性を高めるための研修を実施することにより、地域運営組織の取組を支援します。
- ・また、地域運営組織の活動経費は、交付金や補助金が大きな財源となっており、財政基盤が脆弱という現状があります。

- ・運営組織の取組を持続可能なものとするため、活動を担う部門を法人化するという、組織強化を図るための取組についての事例紹介や情報提供を行います。
- ・さらに、地域運営組織が自主財源を確保するため、特産品の開発や販路拡大などの取組を支援します。

② 中間支援組織や外部専門家を活用した取組支援

- ・地域の主体的な取組が持続できるように、行政とは別に民間の力で地域をサポートする組織（中間支援組織）や外部専門家等の活用を支援します。
- ・中間支援組織や外部専門家等の人材が地域の動きに加わることにより、住民主体での地域づくりの加速化・拡大を進めます。

(4) 生活機能・サービスの維持・確保

① 日常生活に必要な機能・サービスの提供

- ・買い物、燃料、交通、医療、介護、金融、防災など、生活に欠かせない機能やサービスが維持・確保されるよう、地域の活動を支援します。
- ・また、新たな仕組みや担い手が必要な実践活動をコーディネートする人材の配置を支援することで、実践活動の充実強化を推進します。
- ・一方、公民館エリアの人口規模が小さく生活機能の確保が困難な場合は、市町村が中心となり、住民の方々の話し合いを重ねながら、複数公民館エリアが機能の分担や機能を集約するなど、より広域の複数公民館エリアでの連携による取組を進めます。
- ・併せて、地域と企業が協働して地域課題の解決に取り組む新たな仕組みの構築を目指します。

② 廃校等を活用したサービス拠点の整備

- ・買い物、医療、介護などのサービスの維持・集約と併せ、地域内外の交流スペースや冬季等の一時居住施設として、廃校や空き店舗等を活用したサービス拠点の整備を進めます。

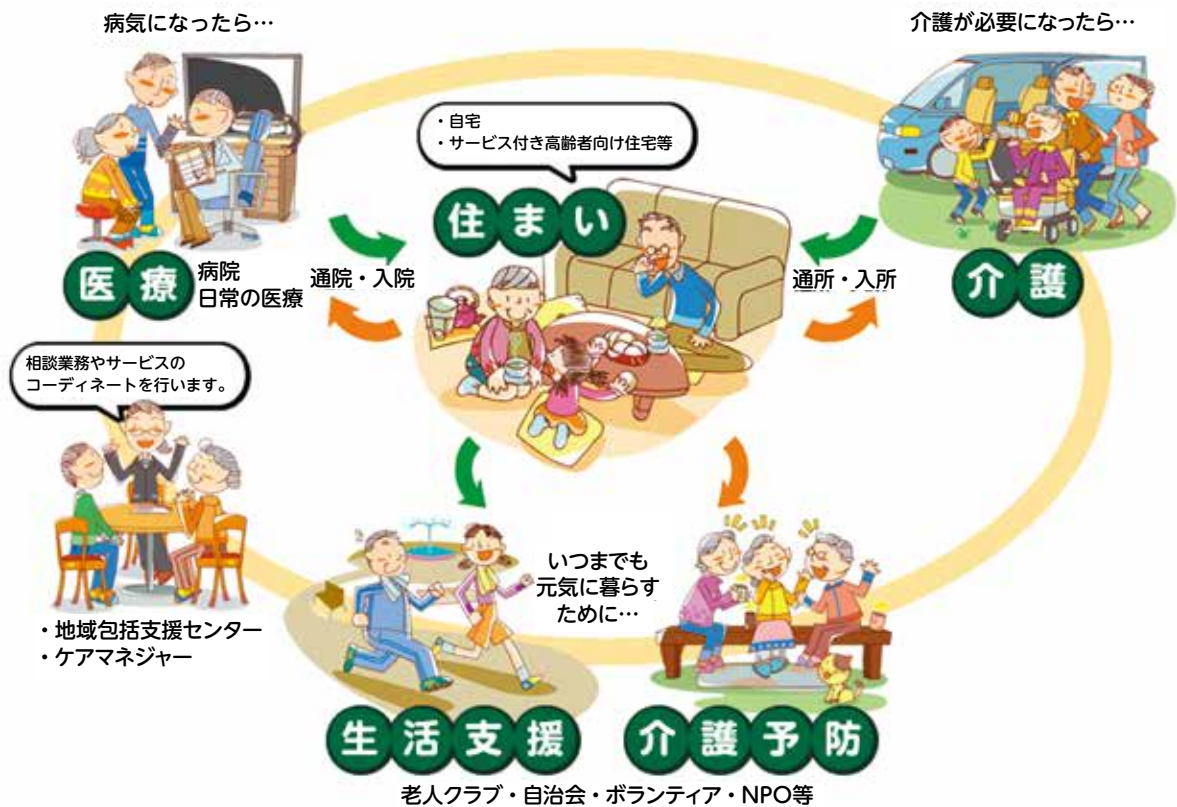
③ 最適な交通手段への転換

- ・高齢により自動車の運転を差し控える方や、自家用車等による移動手段を有していない方々にとって、通院や買い物、通学、通勤など、日常生活における移動手段の確保は重要です。
- ・こうした方々が、将来にわたり地域で安心して住み続けるため、地域の実情に応じて、市町村や地域住民が最適な交通手段への転換を図ることができるよう、地域生活交通の確保に向けた取組を進めます。

④ 地域包括ケアシステムの推進

- ・高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく、一体的に提供される仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を進めていく必要があります（図表23）。
- ・これに向けては、医療と介護サービスの切れ目ない提供体制の構築や介護予防、重度化防止、認知症施策のより一層の充実、高齢者の日常生活を支援する担い手の養成、地域住民が主体となった支えあいの仕組みづくりが必要であり、市町村等と連携して取組を進めます。

●図表23 地域包括ケアシステムの姿



※地域包括ケアシステムは、概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には、中学校区）を単位として想定

資料：島根県高齢者福祉課

⑤ 地域医療の確保

- ・地域における関係者の協議を進め、将来の医療需要を見据えた医療機関の機能分担・連携を促し、高度急性期から在宅まで効率的な医療を提供します。
- ・医師・看護師・薬剤師など医療従事者の養成・確保を図るとともに、専門性の高い看護師の養成や多職種連携により、中山間地域における医療提供体制の整備を推進します。

⑥ 地域防災力の強化

- ・住民による自主防災活動を推進するため、県、市町村、消防団、関係団体等が協力して、防災講演会等を通じた住民の防災意識の向上、自主防災組織や消防団員等の育成により、地域の防災力の強化を図ります。

⑦ 通信・情報環境の整備

- ・携帯電話が不自由なく使用できるよう、国の財政支援制度を活用して、市町村、携帯電話事業者と連携し、不感地域の解消に努めます。
- ・Society5.0 と呼ばれる新たな社会に向けた技術革新の成果を、中山間地域においても享受できるよう、光ファイバーや第5世代移動通信システム（5G）などの通信・情報環境の整備促進について、市町村や事業者等に働きかけます。

⑧ 多世代同居・近居の促進

- ・子育て支援や子どもの健やかな成長に資するほか、地域の絆を強める効果等が期待される多世代同居・近居を促進します。
- ・そのため、まずは多世代同居・近居の意義について、広く県民の皆様を考えてもらうための啓発活動に取り組みます。

(5) モデル地区の推進

① 複数エリアの連携によるモデル地区の支援

- ・公民館エリアを基本単位とした取組を進めつつ、特に生活機能の確保が急務な人口規模が小さい公民館エリアは、より広いエリアを念頭において「小さな拠点づくり」に取り組む必要があります。
- ・広いエリアで取り組む際には、リーディングケースを示すことで、住民が具体的な取組をイメージしやすくすることが重要です。
- ・そこで、複数の公民館エリアの連携による取組を行うモデル地区を県内に選定し、その取組を推進する市町村を重点的に支援します。
- ・取組を進める中で、国や県の制度や規制が問題になる場合、制度・規制の背景を踏まえたうえで、地域の実情や規制緩和の影響に十分に留意しながら、規制緩和の提案、実施を検討します。

② モデル地区支援のための部局横断による連携

- ・モデル地区が行う課題解決の取組に対して、県の関係部局が連携を強化し、専門的で実践的な支援を行います。

③ モデルとなる取組を波及するための情報発信

- ・モデル地区での取組をリーディングケースとして、県民の目に見える形にするため、「地域課題の把握」「住民の合意形成」「推進体制の構築」などをどのように進めたか、というプロセスを明らかにするとともに、モデル地区での取組効果の調査・分析を行います。
- ・こうしたプロセスや、取組効果の調査・分析結果を、あらゆる広報媒体を活用し、情報発信します。
- ・また、これから実践活動に取り組もうとする地域住民に、モデル地区への現地視察やモデル地区で実践活動に取り組む住民の生の声を直接聞く機会を設け、他地区へ波及させます。

●図表24 複数公民館エリアの連携イメージ



【複数の公民館エリアの連携により実施する取組例】

- ・ 集落間、地区間や市街地との間を結ぶ「自治会輸送」や「公共交通空白地有償運送」のドライバーを互いに確保し合い実施
- ・ 複数地区で購買人口を確保した上で、移動販売サービスの開始、誘致
- ・ 共同出資による商店やガソリンスタンドの運営や承継

2. 中山間地域を支える産業の振興

少子化や若年層を中心とした都市部への人口流出など、中山間地域における急激な人口減少は、域内経済の縮小や産業の担い手不足など、地域産業の事業環境を悪化させ、結果として雇用の場の減少や商業の衰退、更なる人口減少を招いています。

一方、中山間地域には豊かな自然環境や地域固有の資源が受け継がれており、地域経済を維持・拡大していくためには、地域資源を活かした産業の競争力の強化や、それぞれの産業における人材の育成、事業化を可能とする環境づくり等を進めていくことが必要です。

地域内から地域外へ新たな商品やサービスを提供し、また地域外から地域内へ新たな人の流れを生み出して、地域外からの資金の獲得につながるよう、地域産業の振興に取り組みます。

(1) 農林水産業の振興

【取組の方向性】

農業については、気象や土壌等の条件が適していることもあって長年コメづくりを主体としてきましたが、コメの消費減少や価格低迷が続く中で、農業全体の活力が低下し、新たな担い手も十分に確保できないという状況が続いてきました。

このような停滞を打開し、持続可能で活力ある農業・農村を実現するため、農業者をはじめ、地域が一体となって、意欲ある担い手が創意工夫を凝らし、発展性のある農業経営を展開できるような環境を整えることが重要です。

林業については、中山間地域に雇用の場を創出し、県内で大きな付加価値を生み出す重要な産業の一つとして、また、県土を保全するという森林の機能を十分発揮するため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着と更なる拡大を図る必要があります。

一方、長年、木材価格が低迷を続けていることもあって、一般的な森林経営は赤字となっています。循環型林業の定着・拡大には、原木生産と再生林の低コスト化を図るとともに、近年、原木生産が拡大しているにもかかわらず、最も高い価格で取引される製材用原木の県内需要が伸びていないというアンバランスを解消し、森林経営の収益力を向上させ、森林所有者の経営意欲を高めることが不可欠です。

また、林業の拡大を支える林業就業者の確保も大きな課題であり、林業事業体における就労環境等の改善も進めながら、将来の林業を支える担い手の確保と育成を強化する必要があります。

水産業については、まき網をはじめとする企業的漁業が生産の8割強を占めていますが、燃油価格の高騰や魚価の低迷により厳しい経営環境が続いたため、安定的な漁業経営に不可欠な漁船の更新が停滞しており、経営強化に向けた対策が必要です。

一方、沿岸で採介藻、釣り等を主に個人で行う自営漁業は、企業的漁業ほど大きくありませんが、漁村を支える重要な産業で、県内の漁業就業者の約6割が従事しています。

沿岸の自営漁業は、経営が安定するまでの技術習得に時間がかかることなどで新規参入が敬遠されており、安定した就業者確保に向けた仕組みづくりや環境整備が必要です。

【推進方法】

① 農業の振興

- ・水田園芸の取組を、中山間地域を含め県全体で強力に推進します。
- ・県内の農地の大部分を占める水田の収益性を高めるとともに、「作ったものを売る」ではなく「売れるものをつくる」というマーケットインの発想を基本に、水田以外での作物や畜産の既存産地の再生・拡大を図ります。
- ・美味しまね認証・GAP（農業生産工程管理）の普及と、有機農業の拡大を進めます。また、地域ごとにその資源や強みを活かした特色ある生産と販売を展開します。
- ・地域の中核となる担い手の確保に向け、農林大学校の機能の拡充、新規就農者に対する支援の充実、経営発展に向けたサポートの強化を図ります。
- ・また、地域の農業者を巻き込んで新たな産地の核となる企業的経営体の誘致や、地域の農業を維持・発展させる集落営農の取組を促進します。

② 林業の振興

- ・原木生産と再生林の徹底した低コスト化と、原木需給のアンバランスを解消する製材工場の新設や既存工場の規模拡大の促進などを通じた製材力の強化に取り組みます。
- ・また、新たな森林管理システムを積極的に活用し、適切に経営管理されている森林を拡大します。
- ・農林大学校の教育内容を充実するとともに、定員を増加します。
- ・また、林業事業者自らが労働条件や就労環境の改善、新規就業者の育成に積極的に取り組むための環境整備を進めます。

③ 水産業の振興

- ・的確な資源管理を図りつつ、生産性の向上につながる高性能漁船の導入、水産物の付加価値向上に向けた取組を推進します。
- ・新規就業者に対する支援・研修を充実させるとともに、更なる技術のレベルアップや地域資源を活用したビジネス創出などの所得向上につながる取組を支援し、沿岸の自営漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。

(2) 商工業の振興

【取組の方向性】

中山間地域における中小企業・小規模企業は、地域住民の雇用の場の創出など、域内経済の発展に寄与し、その地域社会を支えています。

こうしたことから、企業、商工団体、市町村などの相互の連携を強化し、競争力のある特徴的な企業の育成、特色ある自然や食材を活用した観光振興など、地域の強みを活かした取組を推進します。

特に厳しい経営環境にある中山間地域において、地域に密着した支援体制を構築するとともに、中小企業・小規模企業が実施する地域産業振興の取組に対して支援します。

また、技術革新、地域資源の活用、農商工連携などにより、さらなる競争力強化を図るとともに、安定した雇用の場の維持・確保のため、経営改善や事業の安定化、円滑な事業承継などの取組を支援します。

【推進方法】

① 地域資源を活かした産業の振興

- ・食品製造事業者が抱える、販路拡大、生産管理、食品衛生等の経営課題の解決に向け、事業者に寄り添った伴走支援体制を構築し、事業者の経営基盤強化を図ることで、中山間地域を含めた県内全域に地域経済を牽引する事業者を育成します。
- ・食品製造業を核として、第1次産業から第3次産業まで波及する、地域での経済循環の仕組みづくりを推進します。
- ・雇用就業資金の貸付制度により、消費者ニーズの変化などにも対応することができる後継者の確保や育成を支援します。
- ・伝統工芸における若手事業者の作品や背景にある文化・風土にスポットを当て、その魅力を将来の後継者となりうる若い世代を中心に発信します。
- ・「食」や「観光」などと連携し、伝統工芸の魅力を発信するとともに、首都圏における新たな活動拠点での展示や販売を通して工芸品のPRを行います。
- ・貿易に係る支援体制の強化、事業者間の連携促進に向けた支援、県産品の認知度向上の取組などにより、中山間地域を含めた県内企業の海外への事業展開や県産品の海外販路拡大を進めます。

② 地域資源を活用した魅力ある観光地域づくり

- ・中山間地域における、豊かな自然や歴史・文化など、魅力ある地域資源を活用した観光地域づくりを推進します。
- ・各地域の温泉や食材などを活用した「美肌観光」の推進や、トレッキング・サイクリングなどを目的とした外国人観光客の誘致に取り組みます。
- ・世界遺産の石見銀山、日本遺産の津和野や石見神楽、各地の温泉など石見固有の地域資源を活用した観光地域づくりの支援に取り組みます。

- ・三瓶山や江の川、高津川などの豊かな自然を活かした体験型観光を推進します。
- ・日本海や清流が育む魚介や中国山地の新鮮な野菜など石見の食材を活用した旅行商品の開発支援に取り組みます。
- ・萩・石見空港の航空路線を活用した周遊ルートなどの開発支援や二次交通対策に取り組みます。
- ・隠岐ユネスコ世界ジオパークや大山隠岐国立公園など隠岐独自の自然景観や、古事記にも登場する隠岐の豊かな歴史・文化などを活用した観光誘客を推進します。
- ・地域ならではの資源を盛り込んだ体験メニューの開発支援など滞在型観光の推進に取り組みます。

③ 円滑な事業承継の推進

- ・中小企業・小規模企業に対して、支援機関等と連携しながらセミナー等を通じて事業承継に関する啓発活動を進め、事業承継推進コーディネーター及び事業承継推進員を配置して相談対応、事業承継の計画策定、承継前後のフォローなど計画的な事業承継に向けた取組を支援します。
- ・事業承継を契機として後継者育成、新商品開発、販路開拓など新たな取組を行う企業には、助成事業や専門家派遣により支援します。
- ・後継者がいない企業が多いことから、第三者承継に向けた啓発を進めるとともに、事業の譲受を希望する企業やUターン・Iターンをして起業を検討している方とのマッチングの支援などにより承継を促します。

④ 中山間地域への企業立地の推進

- ・企業立地による経済効果や雇用創出効果が中山間地域等に波及するよう、中山間地域等に特化した立地優遇制度、県と市町村による共同工業団地の整備、所有する遊休施設を貸オフィスなどとして整備する市町村等への支援により、ものづくり産業やIT企業等による企業立地を推進します。
- ・また、中山間地域等で需要が高いIT関連などの事務系業種の誘致についても、関係市町村と連携して取り組みます。

(3) 中山間地域の特性を活かした産業の振興

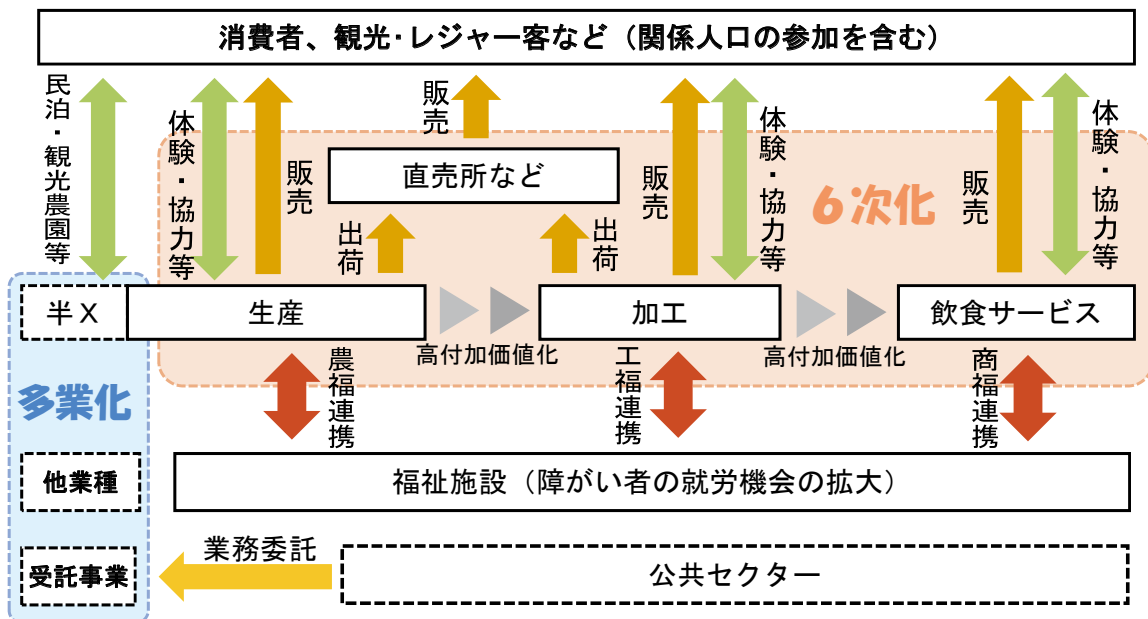
【取組の方向性】

地場産業、技術、伝統、文化、自然、土地、景観、遊休資産など、地域が既に持っている強みを見つめ直し、既存の資源同士を組み合わせることで、新しい価値を創造することが可能です。既存の地域資源を活用して、新たな特産品や観光などの商品やサービスを開発することで、地域外からの外貨を獲得し、発展することができます。

そこで、豊かな自然環境や特徴ある資源を活用し、6次産業化*やターゲットに合ったパッケージの変更等により商品価値を高め、食品産業やものづくり産業、観光産業にまで視野を広げ、魅力ある商品やサービスを開発し、規模は小さくても、地域外から外貨を獲得する取組（スモール・ビジネス）を推進することで、中山間地域における起業や創業、雇用創出を促進します（図表25）。

※6次産業化：農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農村漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組（出典：農林水産省HP）。

●図表25 スモール・ビジネスのイメージ（農業を中心とした展開のイメージ）



また、地域の魅力に目を向けた新しいプランやサービスの開発などの事業展開や仕組みづくりを支援することで、訪問、滞在、回遊などを生み出す観光資源の発掘・活用につなげ、新たな人の流れを生み出し、人が訪れるまちづくりを推進します。

【推進方法】

① スモール・ビジネスの推進

- ・ スモール・ビジネスに取り組む事業者は、地域の環境等の状況に応じた商品の選択、効率的な生産体制の構築、売れる商品・サービスづくり、広報・宣伝活動の強化による広範な市場の開拓など様々な対応が必要になります。
- ・ こうした様々なニーズに対応するために、それぞれの事業分野や段階に応じた専門的な知識・技術を有する民間専門家による支援を行います。
- ・ 地域資源を活用した商品・サービス開発等に取り組む事業者に対し、商品力向上や販路開拓等に必要課題解決を行う講座を実施し、事業者自らが課題を解決する能力の習得を促進します。
- ・ また、地域資源を活用して商品化しようとする事業者に対し、商品力向上や商品の認知度向上等の取組を支援します。
- ・ 鳥獣被害を受けにくく、高齢者でも可能な軽作業で、付加価値の高い新たな特産品を開発し、中山間地域での普及に取り組みます。
- ・ 古民家や商店、廃校、病院、工場、役場などの未利用施設を改修し、その施設を活用したソーシャルビジネスや地域の商工業者の後継者育成、「創業型事業承継[※]」などを推進することで、地域おこし協力隊やUターン・Iターン者などの起業や創業が促進されるように支援します。

※創業型事業承継：経営を引き継いだことを機に新しい事業への進出や新商品の開発などに取り組むこと。例：酒蔵を承継し、従来の日本酒を販売しつつ、新たにスパークリング清酒を開発・販売。

② 人が訪れるまちづくり

- ・ 中山間地域の自然環境や歴史文化遺産、農家レストラン、産直施設、農林漁業体験等の地域資源を活かした着地型観光を推進します。
- ・ 農山漁村での体験や農家民泊などにより、来訪者が地域への理解や住民との交流を行う「しまね田舎ツーリズム」を推進します。
- ・ しまね田舎ツーリズムでの体験メニューの充実や新規実践者の掘り起こし、リスクマネジメントのセミナー等を開催します。

〈しまね田舎ツーリズムの目的〉

農山漁村の活性化 … 住民自らが地域の価値を再発見
 地域経済の活性化 … 地域資源を活かした多様な体験交流
 農山漁村への移住 … 都市住民の農山漁村の価値理解

③ 地消地産と地産地消の推進

- ・食品製造業の地域経済循環を最大化する先導モデル創出のための商品開発、設備導入等の支援、モデル創出に向けたネットワーク構築、市場調査、分析等を支援します。
- ・消費者である県民が、県産農産物の良さや他県産と比べた優位性を実感し自ずと地産地消が拡大していくよう、GAPや有機農業など付加価値の高い農業生産を推進します。
- ・県内の木材需要に対して県産木材を安定的に供給できるよう、建築士・工務店と製材工場のグループ化を進めながら、木造住宅等における県産木材の利用を促進します。
- ・隠岐地域で水揚げされた水産物が直接島内で流通しやすくなる仕組みを構築し、観光客等への提供を拡大できる環境を整備します。

3. 多面的機能の維持・保全・発揮

【取組の方向性】

中山間地域は、農林水産物の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場でもあり、そこで農林漁業や地域活動等が行われることによって、国土の保全、豊かな自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承など、多面的な機能が保たれています。

過疎化・高齢化が進行する中であっても、農山漁村における地域の暮らしが維持され、多面的機能が発揮されるよう、中山間地域における農林漁業や地域活動を支援していきます。

また、中山間地域の豊かな歴史、伝統文化・芸能などの地域資源は、地域の活性化、関係人口の拡大などにも寄与しており、地域の誇りとして大切に守られています。

地域がより個性的で魅力あふれるものとなるため、地域の豊かな歴史、伝統文化を活かした活動が継続的に展開され、喜びと生きがいを持って、心豊かにいきいきと暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

【推進方法】

(1) 持続可能な農山漁村の確立

- ・農林水産業をベースとした農山漁村における地域の暮らしが維持され、多面的機能が十分発揮されるよう、集落営農体制の確立や経営基盤の強化など、地域の積極的な取組を促します。
- ・鳥獣被害対策に意欲のある地域を集中的に支援することで、農作物被害の低減を図ります。また、狩猟免許所有者を安定的に増加させるとともに、幅広い担い手による捕獲体制づくりを進めます。
- ・捕獲した鳥獣のジビエ活用を拡大します。

(2) 伝統文化・芸能・技能の継承

- ・地域の伝統文化・芸能を保存、継承するため、住民が主体となった保存継承活動を支援し、その魅力を後継者育成、イベント等を通じて情報発信し、地域の活性化に活かします。
- ・また、中山間地域に残る伝統的な手仕事の次代の担い手を確保するため、優れた職人のもとでの体験就労等の機会を提供します。

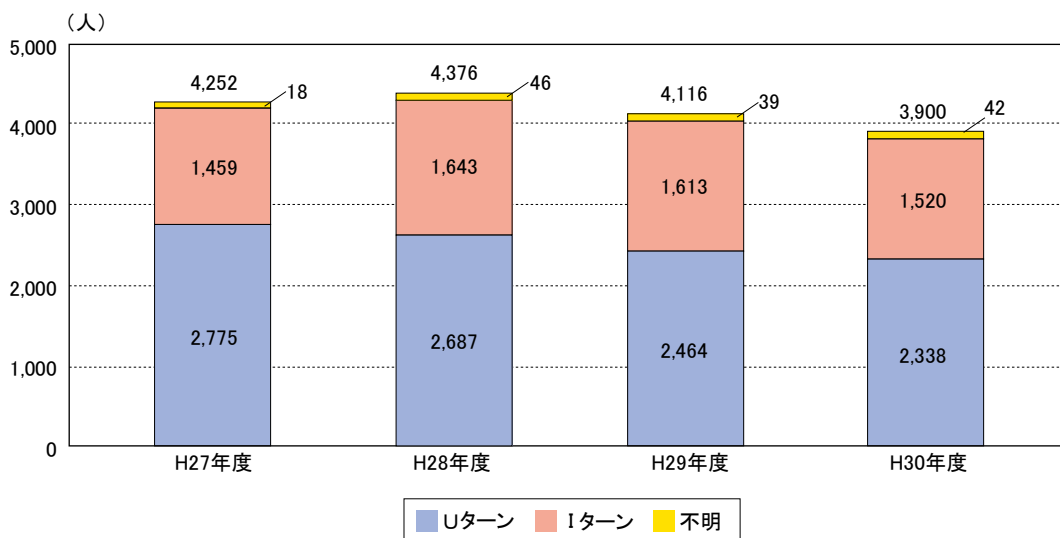
4. 新しい人の流れづくり

平成27年度以降4千人を超えていた県内へのUターン・Iターン者数が、平成30年度には4千人を下回りました（図表26）。その一方で、中山間地域の一部では、令和元年10月1日現在の推計人口が社会増となっている町村もあります。

こうした状況を踏まえ、高校生や県内外に進学した学生に、島根で働く魅力を伝え県内就職を促進するとともに、Uターン・Iターン希望者へのきめ細やかな支援を行い、移住・定住を促進します。

また、県内の魅力を発信することにより島根への関心を持つ人を増やすとともに、都市部にいながら島根と関わりたいと希望する人々（関係人口）を掘り起こし、県内での活動の場を提供して、地域活性化への貢献や将来の移住につなげます。

●図表26 Uターン・Iターン者数の推移（島根県）



資料：島根県しまね暮らし推進課

(1) Uターン・Iターンの推進

【取組の方向性】

県では、Uターン・Iターン希望者に対して、各段階に応じたサポートをしてきたことにより、県内への移住・定住の促進につながっています。

この流れが一層大きく強いものとなるよう、Uターン希望者とIターン希望者、年代や性別などそれぞれの特性に応じた、仕事や住まい、生活等に関する情報提供から、相談や無料職業紹介、農林水産業などの産業体験や地元との交流、県内への受入れ、地域への定着までの各段階の支援を、県や市町村、ふるさと島根定住財団などの関係機関が連携し、きめ細かく行っていきます。

【推進方法】

① Uターン・Iターンの促進

- ・ 県外の移住希望者に、地方移住への関心を高め、島根を移住先として選択してもらえるよう、県内の中山間地域の暮らしやすさや魅力に関する都市部での情報発信を強化します。
- ・ また、県内の中山間地域の情報に接する機会や地域・企業と触れ合う機会を創出します。
- ・ 実際にUターン・Iターンを希望する方には、相談対応や県内の中山間地域を知っていただくための体験機会の提供、定着支援など各段階に応じて、個々のニーズに応じた丁寧できめ細やかなサポート体制を整え、Uターン・Iターンの促進と移住後の定着を図ります。
- ・ 特に山陽・関西圏・首都圏において県出身の学生や若者のUターン促進の取組を強化するとともに、首都圏ではIターン促進の取組を強化します。

② 定住促進のための住環境の整備

- ・ 中山間地域において、地域の特性や移住・定住者のニーズに沿った、良質で多様な住宅の供給を行う市町村を支援します。
- ・ 空き家を移住・定住者向けの住宅として利用するため、空き家バンクの登録促進や空き家情報の提供を行う市町村を支援します。

③ 特定地域づくり事業

- ・ 人口減少が進んでいる地域において、移住したい若者の生活の長期的な安定といった課題に対して、一定の仕事と待遇を確保することにより、地域社会の担い手の受け皿を設け、人口の減少を抑制し、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するため、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第64号）が制定されました。

- ・この法律に基づいて、国の財政支援と制度的支援を活用して、大都市から地方へと
いう働き方や人口の流れを確実なものにするよう、市町村を支援します。

(2) 関係人口の拡大

【取組の方向性】

県では、田舎暮らしを体験する「しまね田舎ツーリズム」や、島根への理解を深めるとともに、地域への関わり方を考えていただく場を提供する「しまコトアカデミー」を進めてきました。これらを通じて、都市部の人々の県内の中山間地域への理解促進や住民との交流拡大が図られ、地域への愛着の醸成と地域貢献につながっており、さらには自身のUターン・Iターンの契機ともなっています。

こうした関係人口を拡大し、新たな地域づくりの担い手として参画していただくための仕組みづくりや、将来的に関係人口から移住につなげていく視点での取組の充実を図っていきます。

【推進方法】

① 関係人口の拡大と地域貢献の促進

- ・都市部での関係人口の掘り起こし、県内の中山間地域への理解促進や意識啓発を行うとともに、様々なかたちで地域に関わっていただける機会や活動の場を提供します。
- ・また、地方の暮らしに関心を持つ方には、市町村やふるさと島根定住財団と連携して、島根への移住の検討に向けた支援を行います。
- ・特に首都圏での関係人口の拡大に向けた取組を強化します。

② 情報発信と交流の場づくり

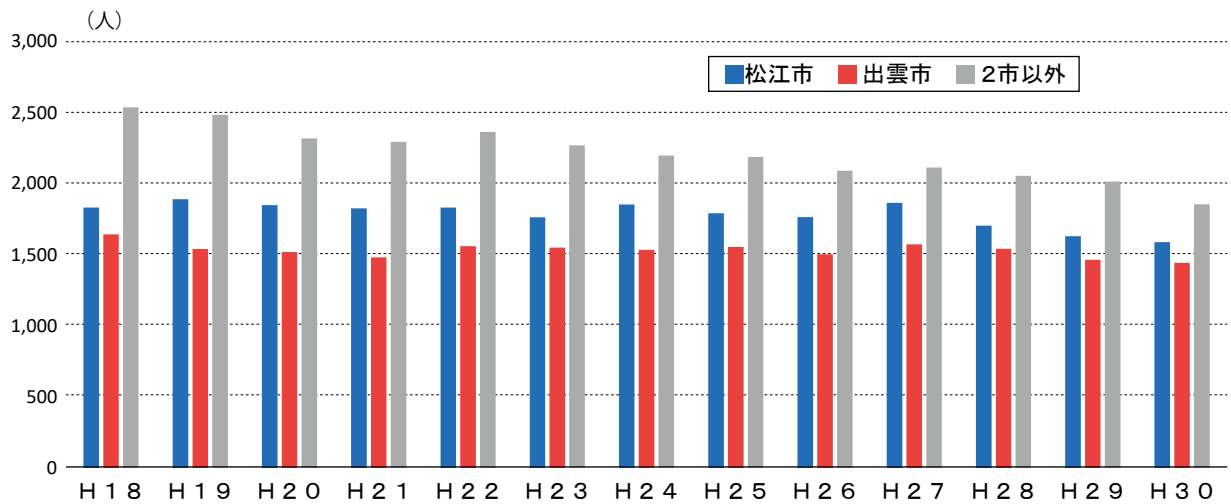
- ・しまねの「魅力」や島根らしさの情報発信を強化し、島根の暮らしに関心を持つ人や島根を応援する島根ファンの交流の場づくりを支援します。

統計上の数値の扱いについて

- ・次ページ以降では、島根県の中山間地域のデータを掲載していますが、市町村合併による統計データの範囲の変更などにより、正確なデータを抽出できない場合があります。
- ・可能な限り正確に中山間地域の状況を把握するため、統計ごとに3タイプに分けて集計し、「中山間地域」のデータとして集計しています。
 - タイプA…「島根県中山間地域活性化基本条例」に基づく中山間地域全体で集計
 - タイプB…辺地を除く中山間地域で集計
 - タイプC…松江市・出雲市を除く全県で集計
- ・平成31年3月31日時点の行政区で集計しています。

資料1 中山間地域の現状

出生数の推移

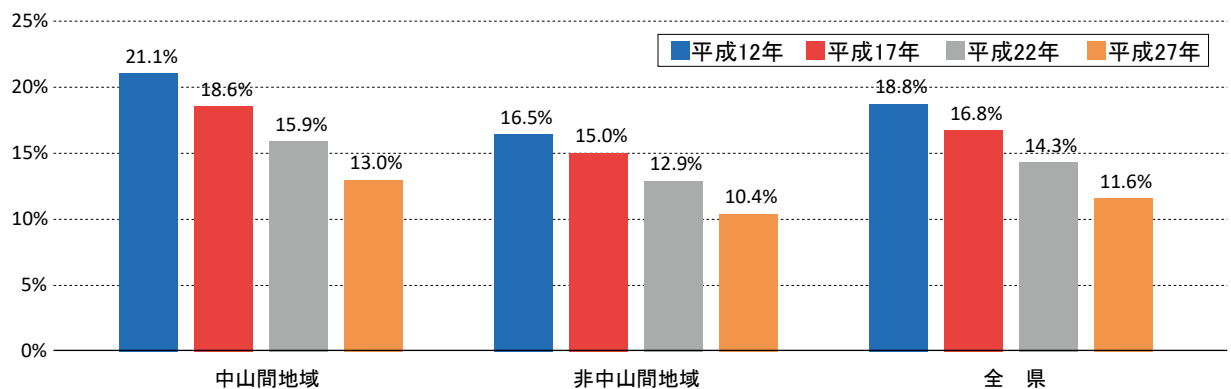


| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 松江市 | 1,832 | 1,890 | 1,849 | 1,826 | 1,832 | 1,763 | 1,853 | 1,792 | 1,765 | 1,864 | 1,705 | 1,630 | 1,589 |
| 出雲市 | 1,643 | 1,540 | 1,518 | 1,481 | 1,560 | 1,550 | 1,534 | 1,554 | 1,503 | 1,573 | 1,541 | 1,464 | 1,443 |
| 2市以外 | 2,536 | 2,484 | 2,318 | 2,294 | 2,364 | 2,269 | 2,198 | 2,188 | 2,091 | 2,114 | 2,054 | 2,015 | 1,855 |
| 合計 | 6,011 | 5,914 | 5,685 | 5,601 | 5,756 | 5,582 | 5,585 | 5,534 | 5,359 | 5,551 | 5,300 | 5,109 | 4,887 |

集計方法：タイプC

資料：人口動態調査（厚生労働省）

3世代世帯数の状況



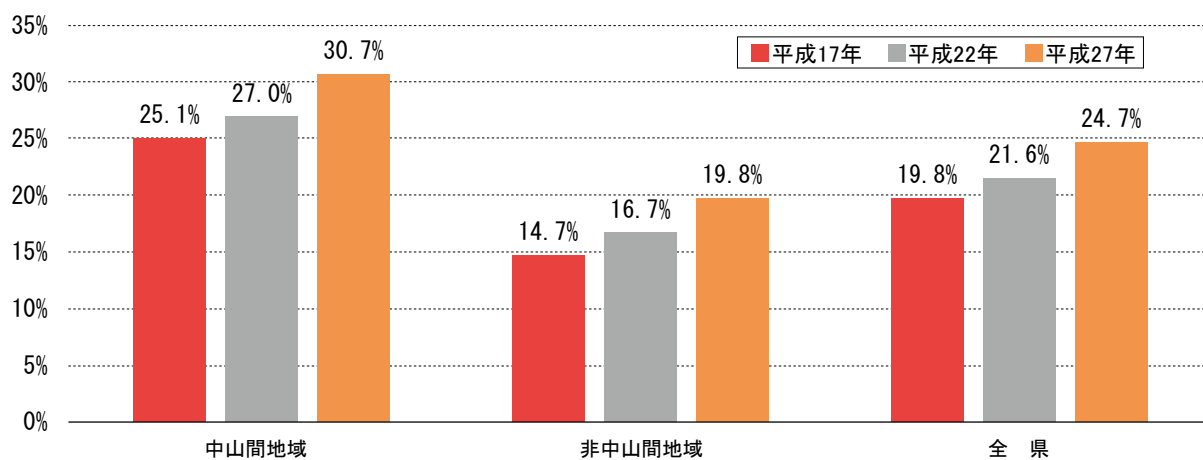
| | H12 | | | H17 | | | H22 | | | H27 | | |
|--------|---------|--------------|--|---------|--------------|--|---------|--------------|--|---------|--------------|--|
| | 世帯総数 | 3世代世帯数・割合 | | 世帯総数 | 3世代世帯数・割合 | | 世帯総数 | 3世代世帯数・割合 | | 世帯総数 | 3世代世帯数・割合 | |
| 中山間地域 | 127,395 | 26,884 21.1% | | 126,027 | 23,420 18.6% | | 122,743 | 19,563 15.9% | | 119,101 | 15,522 13.0% | |
| 非中山間地域 | 129,113 | 21,255 16.5% | | 133,262 | 20,050 15.0% | | 138,178 | 17,876 12.9% | | 144,979 | 15,124 10.4% | |
| 全県 | 256,508 | 48,139 18.8% | | 259,289 | 43,470 16.8% | | 260,921 | 37,439 14.3% | | 264,080 | 30,646 11.6% | |

※ 3世代世帯：世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居している世帯

集計方法：タイプB

資料：国勢調査（総務省）

高齢者世帯数の状況



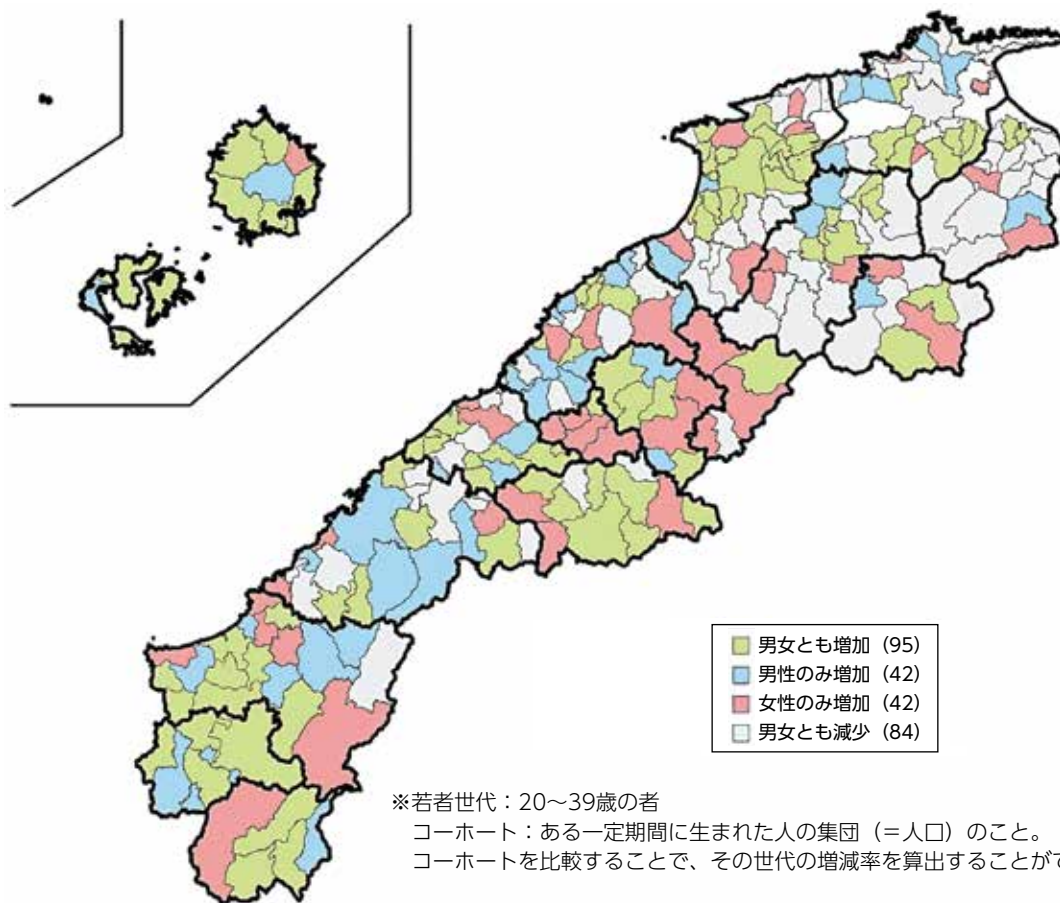
| | H17 | | | H22 | | | H27 | | |
|--------|---------|-----------|-------|---------|-----------|-------|---------|-----------|-------|
| | 世帯総数 | 高齢者世帯数・割合 | | 世帯総数 | 高齢者世帯数・割合 | | 世帯総数 | 高齢者世帯数・割合 | |
| 中山間地域 | 126,027 | 31,607 | 25.1% | 122,743 | 33,106 | 27.0% | 119,101 | 36,607 | 30.7% |
| 非中山間地域 | 133,262 | 19,607 | 14.7% | 138,178 | 23,123 | 16.7% | 144,979 | 28,703 | 19.8% |
| 全県 | 259,289 | 51,214 | 19.8% | 260,921 | 56,229 | 21.6% | 264,080 | 65,310 | 24.7% |

※ H17年の高齢者世帯数は親族のみで構成される世帯数

集計方法：タイプB

資料：国勢調査（総務省）

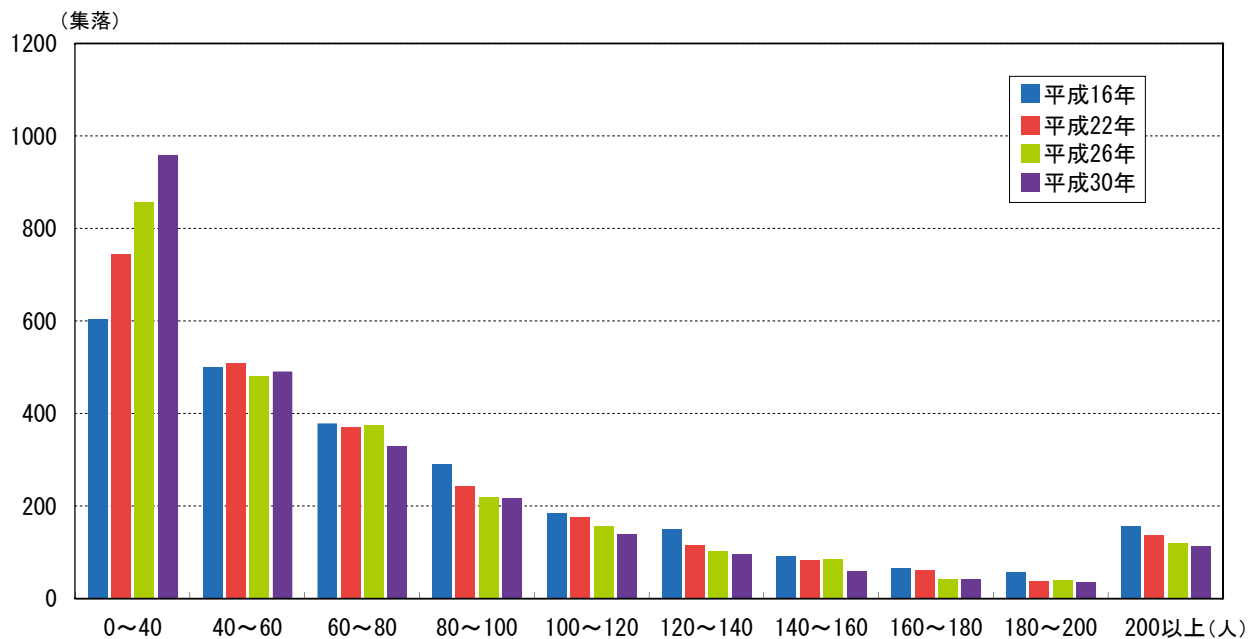
若者世代の状況



| | 総人口増減 | | | | 子育て世代コーホート 人口増減 | | | |
|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|--------------|
| | 2010年 国調人口 | 2015年 国調人口 | 差 引 | 率 | 2010年 20～39歳 実数 ※ | 2015年 25～44歳 実数 ※ | 差 引 (小数点以下 四捨五入) | 率 |
| 島根県全体 | 717,397 | 694,352 | -23,045 | -3.21% | 145,046.30 | 148,616.21 | 3,570 | 2.46% |
| 松江市 | 208,613 | 206,230 | -2,383 | -1.14% | 47,857.33 | 47,650.31 | -207 | -0.43% |
| 浜田市 | 61,713 | 58,105 | -3,608 | -5.85% | 12,437.54 | 12,236.41 | -201 | -1.62% |
| 出雲市 | 171,485 | 171,938 | 453 | 0.26% | 37,891.38 | 40,377.59 | 2,486 | 6.56% |
| 益田市 | 50,015 | 47,718 | -2,297 | -4.59% | 8,907.15 | 9,458.12 | 551 | 6.19% |
| 大田市 | 37,996 | 35,166 | -2,830 | -7.45% | 6,381.23 | 6,479.61 | 98 | 1.54% |
| 安来市 | 41,836 | 39,528 | -2,308 | -5.52% | 8,187.62 | 8,095.21 | -92 | -1.13% |
| 江津市 | 25,697 | 24,468 | -1,229 | -4.78% | 4,428.72 | 4,658.53 | 230 | 5.19% |
| 雲南市 | 41,917 | 39,032 | -2,885 | -6.88% | 7,531.86 | 7,550.81 | 19 | 0.25% |
| 奥出雲町 | 14,456 | 13,063 | -1,393 | -9.64% | 2,219.00 | 2,083.33 | -136 | -6.11% |
| 飯南町 | 5,534 | 5,031 | -503 | -9.09% | 806.00 | 802.00 | -4 | -0.50% |
| 川本町 | 3,900 | 3,442 | -458 | -11.74% | 565.12 | 560.00 | -5 | -0.91% |
| 美郷町 | 5,351 | 4,900 | -451 | -8.43% | 726.00 | 800.00 | 74 | 10.19% |
| 邑南町 | 11,959 | 11,101 | -858 | -7.17% | 1,722.17 | 1,852.48 | 130 | 7.57% |
| 津和野町 | 8,427 | 7,653 | -774 | -9.18% | 1,103.52 | 1,202.70 | 99 | 8.99% |
| 吉賀町 | 6,810 | 6,374 | -436 | -6.40% | 975.92 | 1,082.00 | 106 | 10.87% |
| 海士町 | 2,374 | 2,353 | -21 | -0.88% | 320.00 | 417.00 | 97 | 30.31% |
| 西ノ島町 | 3,136 | 3,027 | -109 | -3.48% | 462.00 | 567.00 | 105 | 22.73% |
| 知夫村 | 657 | 615 | -42 | -6.39% | 60.00 | 85.00 | 25 | 41.67% |
| 隠岐の島町 | 15,521 | 14,608 | -913 | -5.88% | 2,463.72 | 2,658.09 | 194 | 7.89% |

※子育て世代の実数値は年齢不詳人数を各年齢数に応じて按分していることから整数値とならない
 中山間地域研究センター調査「国勢調査による子育て世代人口の増減」より

集落の人口規模の動向



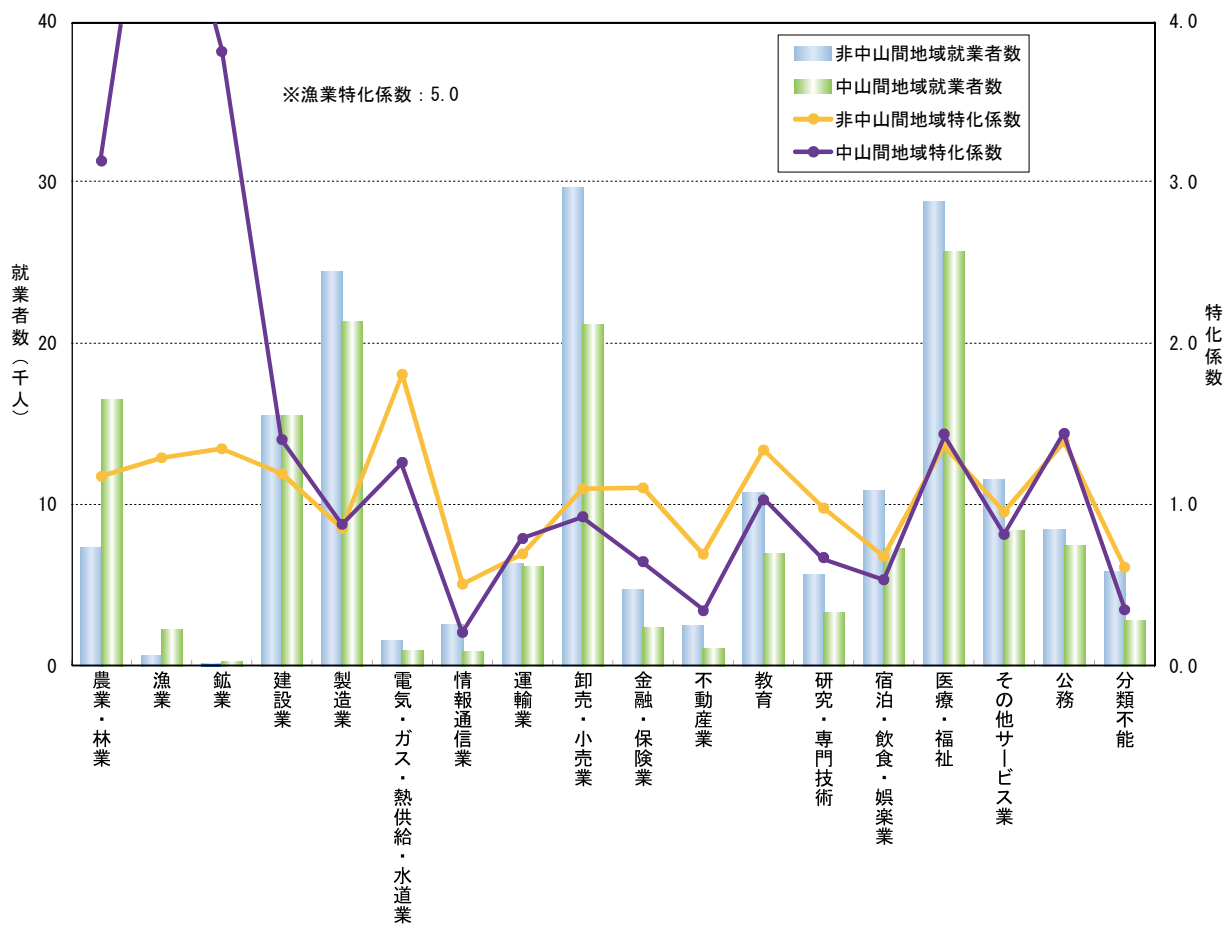
| 2,482集落の比較 | H16 | H22 | H26 | H30 |
|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 集落の平均人口 | 87.6 人 | 79.8 人 | 75.3 人 | 70.3 人 |
| 集落の高齢化率 | 32.6% | 35.1% | 37.5% | 42.2% |
| 高齢化率 50%以上かつ世帯数 19 戸以下の集落 | 269 集落 | 384 集落 | 448 集落 | 641 集落 |
| 上記集落のうち、高齢化率 70%以上かつ世帯数 9 戸以下の集落 | 35 集落 | 53 集落 | 58 集落 | 100 集落 |

※比較可能な集落のみ抽出

集計方法：タイプ A

資料：平成16年 島根県地域政策課調査
 平成22年 島根県地域政策課調査
 平成26年 島根県しまね暮らし推進課調査
 平成30年 島根県しまね暮らし推進課調査

産業別就業者数等の状況



[注] 特化係数 = 中山間地域（非中山間地域）の当該産業の比率 / 全国の当該産業の比率

集計方法：タイプB

資料：平成27年国勢調査（総務省）

中山間地域の産業別就業率・自市町村内就業率

| 産業／調査年 | ①中山間地域に常住する15歳以上の就業者が就業している産業別就業率の推移 | | | ②中山間地域の15歳以上の町内就業率の推移 | | | | | | | | |
|-------------------|--------------------------------------|--------|--------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H17 | H22 | H27 | 全 体 | | | 男 性 | | | 女 性 | | |
| | H17 | H22 | H27 | H17 | H22 | H27 | H17 | H22 | H27 | H17 | H22 | H27 |
| A 農業、林業 | 11.97% | 10.51% | 10.16% | 98.6% | 97.5% | 97.2% | 98.1% | 96.6% | 96.4% | 99.4% | 98.9% | 98.8% |
| B 漁業 | 1.19% | 1.10% | 1.00% | 96.8% | 97.6% | 95.1% | 96.5% | 97.6% | 95.2% | 99.5% | 98.1% | 94.6% |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0.19% | 0.13% | 0.14% | 85.8% | 80.0% | 79.2% | 83.9% | 76.6% | 74.0% | 93.8% | 97.1% | 97.9% |
| D 建設業 | 11.69% | 10.05% | 9.46% | 82.3% | 81.4% | 80.3% | 80.9% | 80.2% | 78.9% | 91.0% | 89.4% | 89.4% |
| E 製造業 | 14.98% | 14.48% | 13.79% | 85.0% | 83.0% | 81.8% | 80.6% | 78.8% | 78.3% | 91.2% | 89.4% | 87.8% |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0.49% | 0.44% | 0.54% | 85.6% | 82.6% | 80.1% | 84.6% | 81.9% | 79.8% | 93.7% | 88.0% | 82.0% |
| G 情報通信業 | 0.43% | 0.46% | 0.52% | 55.1% | 57.9% | 61.6% | 50.7% | 53.7% | 58.9% | 63.7% | 65.0% | 68.4% |
| H 運輸業、郵便業 | 3.70% | 4.35% | 3.85% | 72.9% | 72.7% | 71.2% | 71.1% | 71.0% | 69.6% | 85.0% | 84.0% | 80.2% |
| I 卸売業、小売業 | 15.92% | 14.83% | 13.80% | 85.8% | 83.6% | 82.2% | 81.4% | 79.2% | 78.4% | 89.7% | 87.7% | 85.9% |
| J 金融業、保険業 | 1.47% | 1.57% | 1.53% | 71.7% | 68.2% | 69.4% | 67.5% | 63.2% | 64.2% | 74.7% | 71.6% | 72.4% |
| K 不動産業、物品賃貸業 | 0.23% | 0.49% | 0.67% | 84.1% | 78.1% | 77.4% | 82.0% | 75.1% | 72.2% | 87.0% | 82.6% | 84.4% |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | － | 2.00% | 2.14% | － | 77.4% | 76.4% | － | 75.1% | 74.5% | － | 83.3% | 81.2% |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 4.06% | 4.90% | 4.71% | 89.1% | 87.3% | 86.2% | 85.4% | 83.9% | 82.6% | 90.8% | 88.9% | 88.1% |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | － | 3.23% | 3.13% | － | 85.7% | 85.3% | － | 83.8% | 83.6% | － | 86.8% | 86.4% |
| O 教育、学習支援業 | 4.40% | 4.71% | 4.71% | 81.4% | 80.5% | 79.6% | 77.0% | 75.8% | 75.5% | 85.1% | 83.9% | 82.5% |
| P 医療、福祉 | 11.78% | 14.20% | 16.64% | 86.6% | 84.5% | 84.1% | 84.3% | 81.3% | 80.5% | 87.2% | 85.4% | 85.1% |
| Q 複合サービス事業 | 2.86% | 1.71% | 1.98% | 88.4% | 85.3% | 83.1% | 85.9% | 81.2% | 79.0% | 93.9% | 91.1% | 89.6% |
| R サービス業 | 9.86% | 4.62% | 5.05% | 83.0% | 81.5% | 80.6% | 79.9% | 79.4% | 78.1% | 87.0% | 85.4% | 85.2% |
| S 公務 | 4.46% | 4.57% | 4.85% | 89.5% | 88.5% | 88.2% | 88.9% | 88.1% | 87.6% | 91.4% | 89.6% | 89.5% |
| T 分類不能の産業 | 0.31% | 1.65% | 1.33% | 93.0% | 74.2% | 55.1% | 90.8% | 71.8% | 52.8% | 95.8% | 76.9% | 57.8% |

集計方法：タイプC

資料：国勢調査（総務省）

農産物販売金額規模別経営体数

(単位：経営体)

| 新旧市区町村 | 計 | 1千万円未満 | 1～2千万円 | 2～5千万円 | 5千万～1億円 | 1～3億円 | 3～5億円 | 5億円以上 |
|----------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|-------|-------|
| 島根県 | 19,920 | 19,324 | 319 | 188 | 38 | 32 | 10 | 9 |
| (中山間地域) | 14,945 | 14,573 | 188 | 102 | 23 | 28 | 10 | 9 |
| (非中山間地域) | 4,975 | 4,739 | 131 | 86 | 15 | 4 | — | — |
| 松江市 | 2,284 | 2,246 | 24 | 12 | 1 | 1 | — | — |
| (中山間地域) | 764 | 745 | 9 | 3 | — | — | — | — |
| (非中山間地域) | 1,520 | 1,494 | 15 | 9 | 1 | 1 | — | — |
| 浜田市 | 1,416 | 1,390 | 6 | 15 | 1 | 3 | — | 1 |
| 出雲市 | 3,724 | 3,529 | 107 | 70 | 13 | 5 | — | — |
| (中山間地域) | 1,162 | 1,114 | 25 | 11 | 3 | 4 | — | — |
| (非中山間地域) | 2,562 | 2,410 | 82 | 59 | 10 | 1 | — | — |
| 益田市 | 1,141 | 1,072 | 38 | 21 | 4 | 3 | — | 3 |
| (中山間地域) | 916 | 884 | 15 | 8 | 4 | 2 | — | 3 |
| (非中山間地域) | 225 | 188 | 23 | 13 | — | 1 | — | — |
| 大田市 | 1,138 | 1,104 | 15 | 8 | 4 | 3 | 1 | 3 |
| 安来市 | 2,219 | 2,184 | 22 | 7 | 5 | 1 | — | — |
| (中山間地域) | 1,551 | 1,537 | 11 | 2 | 1 | — | — | — |
| (非中山間地域) | 668 | 647 | 11 | 5 | 4 | 1 | — | — |
| 江津市 | 303 | 296 | 2 | 1 | 2 | 1 | — | 1 |
| 雲南市 | 2,458 | 2,410 | 25 | 14 | — | 5 | 4 | — |
| 奥出雲町 | 1,535 | 1,486 | 29 | 13 | 2 | 3 | 2 | — |
| 飯南町 | 550 | 527 | 10 | 5 | 3 | 3 | 2 | — |
| 川本町 | 173 | 171 | 2 | — | — | — | — | — |
| 美郷町 | 354 | 345 | 4 | 4 | 1 | — | — | — |
| 邑南町 | 1,259 | 1,231 | 13 | 10 | 1 | 3 | 1 | — |
| 津和野町 | 420 | 413 | 4 | 2 | 1 | — | — | — |
| 吉賀町 | 569 | 560 | 4 | 4 | — | — | — | 1 |
| 海士町 | 64 | 61 | 2 | — | — | 1 | — | — |
| 西ノ島町 | 27 | 24 | 3 | — | — | — | — | — |
| 知夫村 | 22 | 19 | 3 | — | — | — | — | — |
| 隠岐の島町 | 264 | 256 | 6 | 2 | — | — | — | — |

注) 2015年農林業センサスの公表値を基に、島根県(しまね暮らし推進課)が作成。

同公表値には個人又は法人の秘密を保護するために数値が公表されていないものがあるため、金額別、地域別の数値と県計、市町村計が突合しないものがある。

集計方法：タイプB

食品産業の概要(事業所、従業員、出荷額、付加価値額)

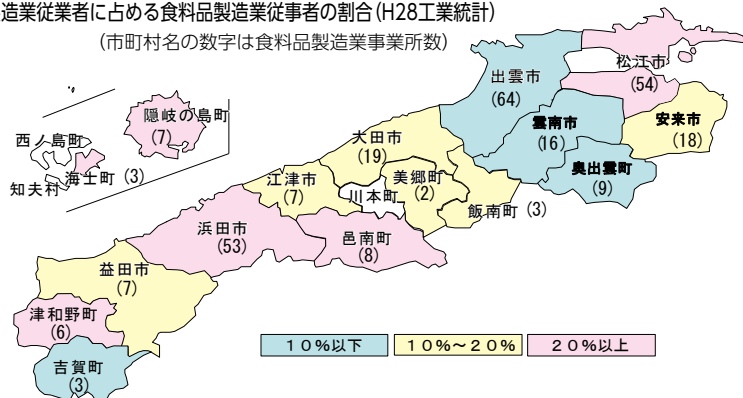
島根県内食品製造業の状況

| 区分 | 年 | 製造業 | 食品製造業 | 構成比 | 構成順位 |
|--------|-----|-----------|---------|-------|------|
| 事業所数 | H28 | 1,132 事業所 | 279 事業所 | 24.6% | 第1位 |
| 従業員数 | H28 | 40,301 人 | 5,823 人 | 14.4% | 第1位 |
| 製造品出荷額 | H28 | 10,934 億円 | 740 億円 | 6.8% | 第5位 |
| 付加価値額 | H28 | 3,916 億円 | 278 億円 | 7.1% | 第3位 |

※平成29年工業統計調査(従業員数4人以上事業所が対象)

全製造業従業員に占める食品製造業従事者の割合(H28工業統計)

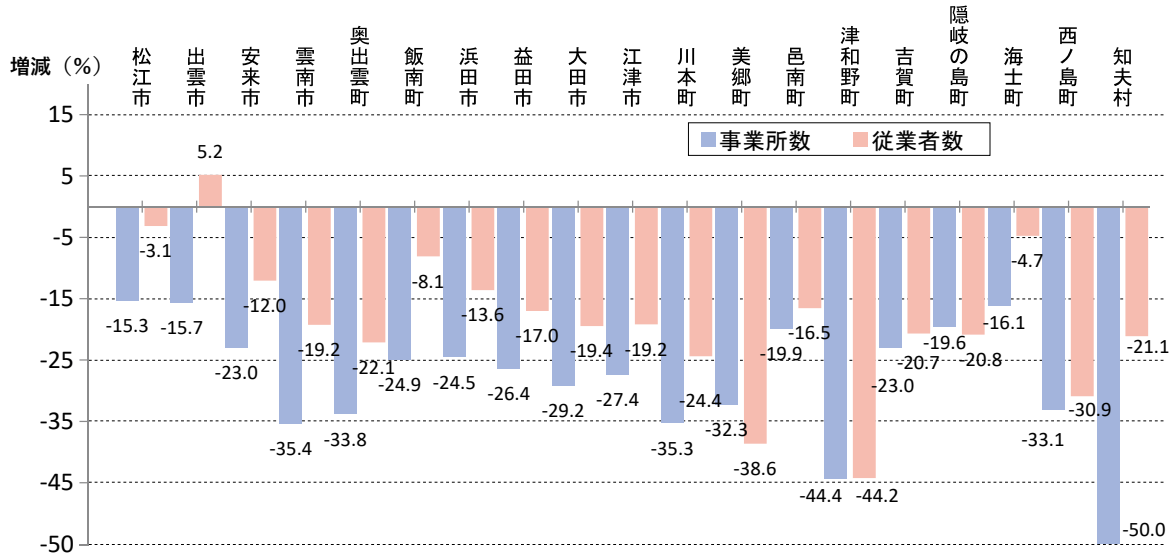
(市町村名の数字は食品製造業事業所数)



| 順 | 市町村 | 従業員数 | | 食品製造業従業員割合 A/B |
|----|-------|---------|--------|----------------|
| | | 食品製造業 A | 全製造業 B | |
| 1 | 海士町 | 42 | 42 | 100.0% |
| 2 | 浜田市 | 1,120 | 2,900 | 38.6% |
| 3 | 津和野町 | 77 | 202 | 38.1% |
| 4 | 隠岐の島町 | 40 | 121 | 33.1% |
| 5 | 松江市 | 1,296 | 6,315 | 20.5% |
| 6 | 邑南町 | 88 | 430 | 20.5% |
| 7 | 飯南町 | 43 | 227 | 18.9% |
| 8 | 美郷町 | 18 | 97 | 18.6% |
| 9 | 大田市 | 365 | 2,238 | 16.3% |
| 10 | 江津市 | 188 | 1,445 | 13.0% |
| 11 | 益田市 | 254 | 2,229 | 11.4% |
| 12 | 安来市 | 586 | 5,717 | 16.2% |
| 13 | 出雲市 | 1,313 | 13,449 | 9.8% |
| 14 | 雲南市 | 304 | 3,336 | 9.1% |
| 15 | 奥出雲町 | 71 | 982 | 7.2% |
| 16 | 吉賀町 | 18 | 526 | 3.4% |
| 17 | 川本町 | 0 | 45 | 0.0% |
| 18 | 西ノ島町 | — | — | — |
| 19 | 知夫村 | — | — | — |
| 09 | 食品製造業 | 5,823 | 40,301 | 14.4% |

資料：平成28年、29年 工業統計調査(経済産業省)

市町村別民営事業所数及び従業者数の増減（平成8年：平成28年比較）



■地域別事業所数

| 島根県 | 地域 | 事業所数 | | | | | | | 対前回調査比 (%) | | | | | | |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|--------|--------|-----|--------|-------|--------|
| | | H8 | H13 | H18 | H21 | H24 | H26 | H28 | H8 | H13 | H18 | H21 | H24 | H26 | H28 |
| 島根県 | 根 県 | 44,744 | 42,384 | 39,192 | 38,833 | 36,300 | 35,971 | 34,987 | -1.9% | -5.3% | -7.5% | - | -6.5% | -0.9% | -2.7% |
| 出雲地域 | 出雲地域 | 28,000 | 26,805 | 24,855 | 24,876 | 23,454 | 23,362 | 22,741 | -0.7% | -4.3% | -7.3% | - | -5.7% | -0.4% | -2.7% |
| 松江 | 松江市 | 11,961 | 11,543 | 10,777 | 10,906 | 10,365 | 10,415 | 10,128 | -0.3% | -3.5% | -6.6% | - | -5.0% | 0.5% | -2.8% |
| 出雲市 | 出雲市 | 9,776 | 9,402 | 8,732 | 8,753 | 8,342 | 8,315 | 8,240 | 1.1% | -3.8% | -7.1% | - | -4.7% | -0.3% | -0.9% |
| 安来市 | 安来市 | 2,176 | 2,049 | 1,914 | 1,850 | 1,765 | 1,728 | 1,676 | -7.8% | -5.8% | -6.6% | - | -4.6% | -2.1% | -3.0% |
| 雲南市 | 雲南市 | 2,699 | 2,552 | 2,235 | 2,222 | 1,966 | 1,907 | 1,743 | 0.1% | -5.4% | -12.4% | - | -11.5% | -3.0% | -8.6% |
| 奥出雲町 | 奥出雲町 | 991 | 903 | 838 | 809 | 703 | 695 | 656 | -4.1% | -8.9% | -7.2% | - | -13.1% | -1.1% | -5.6% |
| 飯南町 | 飯南町 | 397 | 356 | 359 | 336 | 313 | 302 | 298 | -12.7% | -10.3% | 0.8% | - | -6.8% | -3.5% | -1.3% |
| 石見地域 | 石見地域 | 14,955 | 13,855 | 12,641 | 12,359 | 11,411 | 11,168 | 10,868 | -4.1% | -7.4% | -8.8% | - | -7.7% | -2.1% | -2.7% |
| 浜田市 | 浜田市 | 4,225 | 3,949 | 3,664 | 3,612 | 3,359 | 3,312 | 3,188 | -6.2% | -6.5% | -7.2% | - | -7.0% | -1.4% | -3.7% |
| 益田市 | 益田市 | 3,520 | 3,166 | 2,919 | 2,897 | 2,685 | 2,656 | 2,590 | -2.6% | -10.1% | -7.8% | - | -7.0% | -1.1% | -2.5% |
| 大田市 | 大田市 | 2,652 | 2,541 | 2,297 | 2,224 | 2,003 | 1,930 | 1,877 | -6.1% | -4.2% | -9.6% | - | -9.9% | -3.6% | -2.7% |
| 江津市 | 江津市 | 1,772 | 1,618 | 1,414 | 1,353 | 1,310 | 1,286 | 1,286 | -2.0% | -8.7% | -12.6% | - | -3.2% | -1.8% | 0.0% |
| 川本町 | 川本町 | 377 | 346 | 272 | 266 | 242 | 248 | 244 | -5.5% | -8.2% | -21.4% | - | -9.0% | 2.5% | -1.6% |
| 美郷町 | 美郷町 | 406 | 361 | 328 | 307 | 289 | 280 | 275 | -0.5% | -11.1% | -9.1% | - | -5.9% | -3.1% | -1.8% |
| 邑南町 | 邑南町 | 777 | 745 | 718 | 726 | 666 | 650 | 622 | -0.8% | -4.1% | -3.6% | - | -8.3% | -2.4% | -4.3% |
| 津和野町 | 津和野町 | 739 | 673 | 598 | 551 | 466 | 439 | 411 | -3.8% | -8.9% | -11.1% | - | -15.4% | -5.8% | -6.4% |
| 吉賀町 | 吉賀町 | 487 | 456 | 431 | 423 | 391 | 367 | 375 | 0.0% | -6.4% | -5.5% | - | -7.6% | -6.1% | 2.2% |
| 隠岐地域 | 隠岐地域 | 1,789 | 1,724 | 1,696 | 1,598 | 1,435 | 1,441 | 1,378 | -0.5% | -3.6% | -1.6% | - | -10.2% | 0.4% | -4.4% |
| 隠岐の島町 | 隠岐の島町 | 1,193 | 1,158 | 1,162 | 1,121 | 999 | 993 | 959 | -0.2% | -2.9% | 0.3% | - | -10.9% | -0.6% | -3.4% |
| 海士町 | 海士町 | 205 | 203 | 194 | 186 | 166 | 176 | 172 | -6.0% | -1.0% | -4.4% | - | -10.8% | 6.0% | -2.3% |
| 西ノ島町 | 西ノ島町 | 305 | 293 | 269 | 229 | 217 | 221 | 204 | -3.8% | -3.9% | -8.2% | - | -5.2% | 1.8% | -7.7% |
| 知夫村 | 知夫村 | 86 | 70 | 71 | 62 | 53 | 51 | 43 | 26.5% | -18.6% | 1.4% | - | -14.5% | -3.8% | -15.7% |
| ※市部 | ※市部 | 38,781 | 36,820 | 33,952 | 33,817 | 31,795 | 31,549 | 30,728 | -1.7% | -5.1% | -7.8% | - | -6.0% | -0.8% | -2.6% |
| ※町村部 | ※町村部 | 5,963 | 5,564 | 5,240 | 5,016 | 4,505 | 4,422 | 4,259 | -2.7% | -6.7% | -5.8% | - | -10.2% | -1.8% | -3.7% |

■地域別従業者数

| 島根県 | 地域 | 従業者数 | | | | | | | 対前回調査比 (%) | | | | | | |
|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|
| | | H8 | H13 | H18 | H21 | H24 | H26 | H28 | H8 | H13 | H18 | H21 | H24 | H26 | H28 |
| 島根県 | 根 県 | 316,617 | 305,631 | 294,834 | 307,463 | 292,056 | 292,310 | 290,557 | 2.8% | -3.5% | -3.5% | - | -5.0% | 0.1% | -0.6% |
| 出雲地域 | 出雲地域 | 210,134 | 207,109 | 202,071 | 212,437 | 202,254 | 204,029 | 203,968 | 4.2% | -1.4% | -2.4% | - | -4.8% | 0.9% | 0.0% |
| 松江 | 松江市 | 97,398 | 96,296 | 93,302 | 98,702 | 93,944 | 93,802 | 94,347 | 7.9% | -1.1% | -3.1% | - | -4.8% | -0.2% | 0.6% |
| 出雲市 | 出雲市 | 70,613 | 69,825 | 70,134 | 74,372 | 71,903 | 74,008 | 74,293 | 4.9% | -1.1% | 0.4% | - | -3.3% | 2.9% | 0.4% |
| 安来市 | 安来市 | 17,438 | 17,501 | 16,386 | 16,435 | 15,978 | 15,713 | 15,339 | -7.8% | 0.4% | -6.4% | - | -2.8% | -1.7% | -2.4% |
| 雲南市 | 雲南市 | 16,522 | 16,045 | 14,816 | 15,484 | 13,576 | 13,742 | 13,342 | -0.3% | -2.9% | -7.7% | - | -12.3% | 1.2% | -2.9% |
| 奥出雲町 | 奥出雲町 | 6,105 | 5,582 | 5,492 | 5,521 | 4,955 | 4,823 | 4,755 | -3.7% | -8.6% | -1.6% | - | -10.3% | -2.7% | -1.4% |
| 飯南町 | 飯南町 | 2,058 | 1,860 | 1,941 | 1,923 | 1,898 | 1,941 | 1,892 | -5.2% | -9.6% | 4.4% | - | -1.3% | 2.3% | -2.5% |
| 石見地域 | 石見地域 | 97,564 | 90,217 | 84,534 | 86,722 | 82,188 | 80,953 | 79,533 | -0.4% | -7.5% | -6.3% | - | -5.2% | -1.5% | -1.8% |
| 浜田市 | 浜田市 | 29,706 | 27,406 | 25,912 | 27,506 | 26,301 | 26,126 | 25,674 | 1.4% | -7.7% | -5.5% | - | -4.4% | -0.7% | -1.7% |
| 益田市 | 益田市 | 24,180 | 21,975 | 21,381 | 21,599 | 20,885 | 20,222 | 20,074 | 1.6% | -9.1% | -2.7% | - | -3.3% | -3.2% | -0.7% |
| 大田市 | 大田市 | 16,119 | 15,138 | 14,292 | 14,607 | 13,254 | 13,339 | 12,986 | -2.9% | -6.1% | -5.6% | - | -9.3% | 0.6% | -2.6% |
| 江津市 | 江津市 | 11,467 | 10,764 | 9,706 | 9,824 | 9,097 | 9,312 | 9,271 | -0.2% | -6.1% | -9.8% | - | -7.4% | 2.4% | -0.4% |
| 川本町 | 川本町 | 1,982 | 1,974 | 1,773 | 1,805 | 1,640 | 1,497 | 1,499 | -9.4% | -0.4% | -10.2% | - | -9.1% | -8.7% | 0.1% |
| 美郷町 | 美郷町 | 2,227 | 1,947 | 1,734 | 1,563 | 1,546 | 1,413 | 1,367 | -3.6% | -12.6% | -10.9% | - | -1.1% | -8.6% | -3.3% |
| 邑南町 | 邑南町 | 4,521 | 4,424 | 4,110 | 4,262 | 4,269 | 4,104 | 3,774 | -6.5% | -2.1% | -7.1% | - | 0.2% | -3.9% | -8.0% |
| 津和野町 | 津和野町 | 4,045 | 3,655 | 3,100 | 2,931 | 2,666 | 2,393 | 2,256 | -4.1% | -9.6% | -15.2% | - | -9.0% | -10.2% | -5.7% |
| 吉賀町 | 吉賀町 | 3,317 | 2,934 | 2,526 | 2,625 | 2,530 | 2,547 | 2,632 | 2.5% | -11.5% | -13.9% | - | -3.6% | 0.7% | 3.3% |
| 隠岐地域 | 隠岐地域 | 8,919 | 8,305 | 8,229 | 8,304 | 7,614 | 7,328 | 7,056 | 7.9% | -6.9% | -0.9% | - | -8.3% | -3.8% | -3.7% |
| 隠岐の島町 | 隠岐の島町 | 6,463 | 6,041 | 6,089 | 6,111 | 5,534 | 5,279 | 5,116 | 11.0% | -6.5% | 0.8% | - | -9.4% | -4.6% | -3.1% |
| 海士町 | 海士町 | 865 | 843 | 798 | 744 | 808 | 803 | 824 | -1.1% | -2.5% | -5.3% | - | 8.6% | -0.6% | 2.6% |
| 西ノ島町 | 西ノ島町 | 1,425 | 1,251 | 1,156 | 1,265 | 1,122 | 1,099 | 985 | 1.5% | -12.2% | -7.6% | - | -11.3% | -2.0% | -10.4% |
| 知夫村 | 知夫村 | 166 | 170 | 186 | 184 | 150 | 147 | 131 | 0.6% | 2.4% | 9.4% | - | -18.5% | -2.0% | -10.9% |
| ※市部 | ※市部 | 283,443 | 274,950 | 265,929 | 278,529 | 264,938 | 266,264 | 265,326 | 3.3% | -3.0% | -3.3% | - | -4.9% | 0.5% | -0.4% |
| ※町村部 | ※町村部 | 33,174 | 30,681 | 28,905 | 28,934 | 27,118 | 26,046 | 25,231 | -1.2% | -7.5% | -5.8% | - | -6.3% | -4.0% | -3.1% |

資料：平成3年～18年 事業所・企業統計調査（総務省）
平成21年～ 経済センサス（総務省）

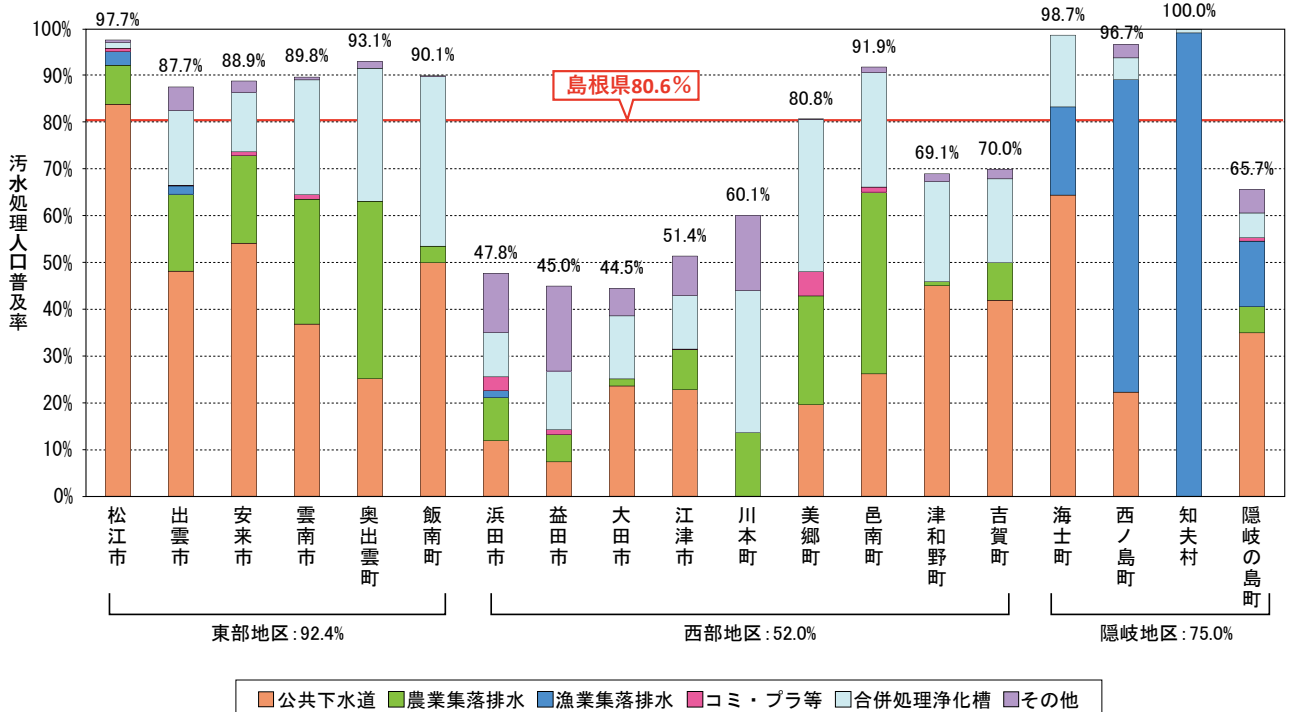
道路整備の状況

| | 全 体 | | | | | | | | |
|--------|-------------|-----|-----|-------------|-----|-----|-------------|-----|-----|
| | 延 長 (km) | 割 合 | 改良率 | 幹線道路 | | | 生活関連道路 | | |
| | | | | 延 長 (km) | 割 合 | 改良率 | 延 長 (km) | 割 合 | 改良率 |
| 中山間地域 | 2,645.7 | 88% | 64% | 1,214.0 | 88% | 85% | 1,431.7 | 88% | 46% |
| 非中山間地域 | 351.8 | 12% | 86% | 165.4 | 12% | 95% | 186.5 | 12% | 77% |
| 県 全 体 | 2,997.5 | — | 66% | 1,379.4 | — | 86% | 1,618.2 | — | 49% |

集計方法：タイプB

資料：平成31年3月時点 島根県道路建設課調べ

市町村別汚水処理人口普及率



資料：平成31年3月時点 島根県下水道推進課調べ

携帯電話不感地域の状況

| | 不感地域世帯数 | 不感地域人口 (A) | 全 人 口 (B) | (A) ÷ (B) |
|--------|---------|---------------|--------------|-----------|
| 中山間地域 | 186 | 411 | 318,154 | 0.13% |
| 非中山間地域 | 0 | 0 | 376,198 | 0.00% |
| 県 全 体 | 186 | 411 | 694,352 | 0.06% |

※不感地域：携帯電話サービスが1社も提供されていない集落等を含む大字単位を基本とする地域

集計方法：タイプB

資料：平成31年3月時点 島根県情報政策課調べ

資料2 「小さな拠点づくり」の先行事例

▶ 役場支所を活用した拠点施設での買い物支援（飯南町志々地区）

【事業概要】

- ・地域の商店閉鎖を受け、買い物弱者支援のため、地域の拠点施設を改修し、日用品販売店「ささえさん」を開設
- ・空き店舗を改修し、地域住民交流の場として高齢者サロンを開催
- ・サロン開催の日に合わせて、送迎し、高齢者でも出かけやすくする仕組みを構築
- ・高齢者が連れ立って集まることによるひきこもり防止、安否確認の場としても活用



日用品販売店「ささえさん」

【推進組織】

- ・わっしょい！志々会

▶ 防災を地域づくりのキーワードに（益田市道川地区）

【事業概要】

- ・過去の災害箇所や消防水利を掲載した防災マップを作成し、住民間で情報共有
- ・自治会や消防団と連携し、要支援者の移動支援、高齢者の安否確認も合わせた避難訓練を実施
- ・企画、運営に若い世代も参画し、次世代の担い手を育成

【推進組織】

- ・道川地域づくりの会



炊き出し訓練の様子

生活支援サービスを実施する組織の設立（邑南町布施地区）

【事業概要】

- ・安心して住み続けることができる地域づくりのため、高齢者宅の草刈りや庭木の剪定などの支援を実施する、「銭宝のくらし応援隊」を設立
- ・継続的な活動とするため、利用料金を徴収



銭宝のくらし応援隊による庭木の剪定

【推進組織】

- ・銭宝地区別戦略実行委員会

移動販売を誘致し、高齢者の買い物支援（雲南市民谷地区）

【事業概要】

- ・地区内に日用品を扱う店舗がないことから、地区外の事業者による移動販売を誘致
- ・ニーズ把握や試行を重ねるなど、十分な事前準備を実施
- ・利用者の利便性向上を図るため、冬場は高齢者宅付近で販売するなど、柔軟に実施



移動販売の様子

【推進組織】

- ・民谷地区振興協議会

地域通貨を用いた地域活性と相互扶助（^{いずわ}邑南町出羽地区）

【事業概要】

- ・人材バンクへ会員登録、住民のニーズ（草刈り、除雪等）に合わせて派遣し、作業時間に応じ地域通貨を発行
- ・地域通貨は、地域内の商店での利用が可能
- ・相互扶助活動として、住民の互いに助け合う意識を醸成

【推進組織】

- ・出羽自治会



地域運営組織によるガソリンスタンドの運営（^{ひわ}邑南町日和地区・^{ひぬい}日貫地区）

【事業概要】

- ・地区内での燃料供給サービスを確保するため、ガソリンスタンドの運営を地域運営組織がJAから受託
- ・併せて、隣接する日用品販売店舗を運営し、住民の買い物機会も確保

【推進組織】

- ・日和地区総合振興協議会（日和地区）
- ・日貫地区活性化協議会（日貫地区）



ガソリンスタンドの運営は燃料供給確保に寄与

NPO法人による生活支援サービス（美郷町別府地区^{べっぶ}）

【事業概要】

- ・ NPO法人が、デマンド交通や除草、除雪、農作業支援を以前から実施
- ・ 新たに、高齢者世帯の家事支援や買い物代行、見守り活動を実施
- ・ 介護事業と連携して、財源を確保

【推進組織】

- ・ NPO法人別府安心ネット



高齢者への見守り活動の様子

自治会輸送と移動販売などを組み合わせた生活支援の実施（安来市宇波地区^{うなみ}）

【事業概要】

- ・ 交流センターを改修し、移動販売や出張美容室などを誘致
- ・ 一定数の利用者を確保し、サービスを継続させるため、自治会輸送による高齢者等の移動支援を実施

【推進組織】

- ・ うなみの里創生プロジェクト



出張美容室を利用する住民

地域住民による交通弱者の移動支援（浜田市井野地区）

【事業概要】

- ・ 高齢者などの交通弱者の移動手段確保のため、市が車両を無償貸与し、地域運営組織のメンバー（第二種免許所持、又は国土交通大臣の認定講習受講済み）が運行
- ・ 運行エリアは、井野地区内、及び井野地区内から三隅自治区の中心地域との間
- ・ 一般利用料は、井野地区内 300円／片道、井野地区－三隅自治区中心地域 500円／片道（小学生未満無料、中学生以下は一般料金から100円引いた利用料設定）
- ・ 役員、事務局、ドライバーによる定例会を開催し、日々の課題を共有



「井野っ地号」運行の様子

【推進組織】

- ・ まちづくり推進委員会 I N O

地域住民による自治会輸送と買い物ツアーの実施（浜田市大麻地区）

【事業概要】

- ・ 公民館やバス停までの移動が困難な高齢者のために自治会輸送を実施し、交通弱者の移動手段を確保
- ・ 燃料実費のみを徴収し、ドライバーは地域住民が担う
- ・ 運行エリアは、地区内山間部から公民館や診療所がある中心部の間
- ・ また、地区内に商業施設がないことから、高齢者サロンの開催日に合わせ、地区外への買い物ツアーも実施



運行車両「大麻コミュニティワゴン」

【推進組織】

- ・ 大麻地区まちづくり推進委員会
（平成29年7月～平成30年3月）
- ・ 西村1町内会（平成30年4月～）

資料3 「スモール・ビジネス」の先行事例

自立した地域づくりを目指した産業の振興

【事業概要】

- ・地域の自治機能に必要な財源確保のために、以下の事業を実施
 - ・比田米のブランド化による高付加価値化
 - ・JAからの水稻育苗や水稻防除、堆肥散布の受託
 - ・産業用ドローンを活用したスマート農業の推進
 - ・地元で生産した野菜、小麦、酒米による加工品（ドレッシング、パン、日本酒）の製造・販売
 - ・中山間直接支払交付金協定の広域連携
 - ・サマーフェスタ、えーひだ朝市などイベント開催によるファンづくり



産業用ドローンによる薬剤散布



地元産野菜を使ったドレッシング

【実施主体】

- ・えーひだカンパニー株式会社（安来市）

田畑を荒らす害獣の有効活用

【事業概要】

- ・平成16年から町内の地域住民による駆除班が捕獲したイノシシ肉の販売
- ・平成29年3月からは、缶詰を商品化
- ・町内に限らず県内外からのイノシシの受入拠点として事業を展開

【実施主体】

- ・株式会社おおち山くじら（美郷町）
- ・株式会社クイージ（美郷町）



イノシシ肉を使用した缶詰

産学官民一体のブランド米の開発・販売

【事業概要】

- ・付加価値の高い農地を次世代へ承継するために、農事組合法人の活動への参加を促すとともに、地域ブランド米を開発・販売
- ・地域ブランド米のパッケージ作成、真空パック商品の開発
- ・鳥根県立大学との共同研究により消費者ニーズを把握し、新たな販売先を確保

【実施主体】

- ・農事組合法人さかもとのもと（浜田市）



坂本地区の写真



地域ブランド米「坂本米」

鳥獣害を受けにくい作物（カモミール）の栽培・販売

【事業概要】

- ・鳥獣害を受けにくいカモミールを水田で栽培
- ・地域の高齢者を雇用し、花摘み作業を行うことで年金以外の収入源を確保
- ・大手企業への出荷のほかに、自社においてカモミールティーを製造・販売
- ・消費者等の信頼性向上を目的に、美味しまねゴールドを取得

【実施主体】

- ・株式会社イトー農産（美郷町）



カモミール

地域農業の規範となる農業

【事業概要】

- ・リタイアする農家の農地の借り受けや作業受託により、水稻やキャベツ等を栽培し、耕作放棄地の増加を抑制
- ・耕作放棄地を利用した和牛の放牧
- ・新規就農希望者を3年程度雇用し、技術習得させ、その後、農地をあっせんし円滑な就農につなげる

【実施主体】

- ・合同会社出羽（邑南町）



放牧の様子



キャベツの栽培

特産物の製造・販売

【事業概要】

- ・幼稚園保護者会とボランティアが園の運営資金捻出のため、地区内産原材料（一部は市内他地区産）を使用した熟成柚子胡椒の製造・販売
- ・閉園後、地域の特産品として、地域住民が製造・販売を継続
- ・販売による収益金は、独居老人に年1回、配食（弁当・そば）を行い、地区内に還元

【実施主体】

- ・大代ゆずっこくらぶ（大田市）



熟成柚子胡椒

野生鳥獣肉利活用と地域資源の付加価値化

【事業概要】

- ・ 地区内で捕獲したイノシシをフランクフルトやジャーキーに製造・販売
- ・ 精肉する際に従来は廃棄されていた革を活用し、キーカバーなどを販売
- ・ 地元の梅を使用した梅鯉出汁の製造・販売

【実施主体】

- ・ 合同会社式百円（松江市）



フランクフルト

梅鯉出汁

地元産米の6次産業化

【事業概要】

- ・ 地元産米を使用し、健康志向の消費者をターゲットに、化学肥料不使用、無添加、グルテンフリーなどのこだわりをもった玄米麺やパンケーキミックスなどを製造・販売
- ・ 食や農業に興味を持ってもらえるよう、子育て家族を中心に田植えや稲刈りなどの農業体験プログラムを実施

【実施主体】

- ・ 合同会社宮内舎（雲南市）



米粉の
パンケーキミックス

玄米麺

島根県中山間地域活性化基本条例

平成11年3月12日

島根県条例第24号

豊かな自然と文化資源に恵まれたわたしたちのふるさと島根県において、中山間地域は県土の大部分を占めており、地域住民の生活の場として重要な位置を占めているのみならず、土砂流出や洪水の防止、水資源涵かん養等の国土保全機能や大気の浄化等の環境保全機能など、県民生活を営む上で多面的かつ重要な機能を担っている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少が続き、急速に高齢化が進行している。今や中山間地域の有する公益的機能の維持保全はもとより、その一部には地域社会の維持存続さえも危ぶまれる事態も生じている。

わたしたちは、このような厳しい状況を克服し、誇りの持てる地域づくり、魅力ある雇用の場づくり、住みよい環境づくり、環境・資源の維持保全を実現して、豊かで住みよい中山間地域を形成することが、本県の均衡ある発展と県勢の振興を図る上において不可欠であると認識し、中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、中山間地域の活性化に向けて最大限の努力を払うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、過疎化及び高齢化が急速に進行し、地域社会の維持存続が困難な状況にある県内の中山間地域の活性化を図り、もって県民の福祉の向上に資することを目的とする。

(中山間地域)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、産業の振興、就労機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保その他の社会生活における条件が不利な地域であって、当該地域の振興を図る必要があると認められる地域として規則で定める区域をいう。

(公益的機能の理解及び維持増進)

第3条 県民は、農林水産物の供給、豊かな自然環境の提供、水資源涵かん養、洪水防止等の国土保全、大気の浄化等の環境保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、その維持増進に努めなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、中山間地域の活性化を図るための計画を策定し、これに基づく総合的な施策を実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第5条 中山間地域を有する市町村は、当該市町村の自然的社会的諸条件に応じた中山間地域の活性化に関する総合的な施策を策定し、計画的にこれを実施するものとする。

(報告)

第6条 知事は、中山間地域の活性化に関して講じた施策等に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

(政策形成機能の発揮)

第7条 県は、中山間地域が抱える社会経済的問題及び中山間地域における農林水産業の生産振興に関する調査研究を行うための機能を整備し、関係市町村、関係団体及び地域住民が、自主的に課題の解決に取り組むために必要な情報提供を行うとともに、県自らが広域的観点から中山間地域の活性化に資する政策の形成に取り組むものとする。

(定住環境の整備)

第8条 県は、中山間地域における定住環境の整備を図るため、関係市町村と協力し、道路、下水道等の社会生活基盤の整備その他の生活基盤の整備についての必要な施策を講ずるものとする。

(活力ある中山間地域の創造)

第9条 県は、活力ある中山間地域の創造に資するため、関係市町村と協力し、農林水産業の振興、総合的な保健・医療・福祉施策の推進、商工業の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域に対する支援)

第10条 県は、中山間地域の地域資源の活用、農地の保全その他の中山間地域の公益的機能の維持増進を図るため、中山間地域の活性化を図る事業に対して積極的な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、中山間地域の活性化に関する施策を推進するため、基金の積立て等必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則

平成11年3月30日
島根県規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(中山間地域)

第2条 条例第2条の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で同項に規定する過疎地域であった区域
 - (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 2 前項に定める区域のほか、同項に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域を中山間地域とする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第71号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

これまでの中山間地域対策

| | |
|-------------------|--|
| 平成8年2月 | 「島根県中山間地域活性化基本構想」を策定〔～H22年度〕 |
| 平成10年4月 | 島根県中山間地域研究センターを開設 |
| 平成11年2月 | 議員提案により「島根県中山間地域活性化基本条例」を制定 「中山間地域活性化基金」を設置 |
| 平成11年度～ 平成13年度 | 中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業を実施 住民自らの話し合いに基づき「活性化プラン」を策定し、集落の維持・活性化に向けて自主的に取り組む集落を支援 対象集落数：1,374（集落要件：高齢化率35%以上） |
| 平成13年2月 | 「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H13年度～H16年度〕 |
| 平成14年度～ 平成15年度 | 中山間地域元気な集落づくり事業を実施 高齢化が進行しつつある集落の維持・活性化に向けた基本計画となる「元気な集落づくり計画」を策定し、集落等が行う取組みを支援するため、「中山間地域集落活性化基金」を設置する市町村を支援 設置市町村：31市町村（市町村基金の総額：840百万円） |
| 平成17年3月 | 「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H17年度～H19年度〕 |
| 平成17年度～ 平成20年度 | 中山間地域リーディング事業 中山間地域が抱えている諸課題のうち、早急に対応すべきテーマである「地域資源を活用した産業振興」と「コミュニティの形成」について、主体的・先導的な取組みを実施している市町村をリーディング地域として指定し、県職員が駐在する地域や市町村と一体となりながら、必要とされる施策を各部局連携のもと、柔軟かつ機動的に実施 指定地域：益田市匹見町、海士町、美郷町、飯南町、川本町、吉賀町 |
| 平成20年3月 | 第2期「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H20年度～H23年度〕 |
| 平成20年度～ 平成22年度 | 中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業を実施 更なる少子高齢化と人口減少の進行により、個々の集落ごとの地域運営が困難になりつつある状況を踏まえ、集落を超えた範囲での「新たな地域運営の仕組みづくり」のモデル事業として実施 指定市町：浜田市、益田市、雲南市、邑南町、隠岐の島町 |
| 平成24年3月 | 第3期「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H24年度～H27年度〕 |
| 平成24年度～ 平成27年度 | 中山間地域対策プロジェクトチームを設置し、現場支援を実施 多岐にわたる中山間地域の課題に対応するため、県庁内の各部局で構成する「中山間地域対策プロジェクトチーム」を設置 現場支援地区（20地区）を選定し、プロジェクトチームメンバーが地域の動きに加わることで、住民の議論が定期的に行われ、計画づくりや実践活動への着手が加速 現場支援地区：浜田市美又、井野、出雲市須佐・窪田、益田市真砂、二条、大田市北三瓶、安来市山佐、江津市黒松、雲南市塩田、民谷、飯南町谷、志々、川本町北、美郷町別府、邑南町出羽、津和野町青原、畑迫、知夫村知夫、隠岐の島町五箇 |

平成28年5月
平成28年度～
平成31年度

第4期「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H28年度～H31年度〕
公民館エリアを基本単位とした「小さな拠点づくり」の推進

住民同士の話し合いを通じて地域運営（「生活機能」「生活交通」「地域産業」）
の仕組みづくりの取り組みを総合的に支援

第3期計画において、現場支援地区を中心に支援した公民館単位の取組成果の
全県展開を推進

現場支援地区：浜田市井野、木田、出雲市須佐、窪田、伊野、多伎、益田市道川、
大田市志学、安来市宇波、江津市市山、雲南市民谷、塩田、飯石、
掛合、吉田、奥出雲町三成、飯南町志々、川本町北、中央、美
郷町比之宮、都賀本郷、邑南町出羽、布施、津和野町木部、吉
賀町柿木、海士町海士、西ノ島町西ノ島、隠岐の島町五箇

【表紙写真】

上段：雲南市大東町（写真提供：しまねの農村景観フォトコンテスト）

下段

左：出雲市稗原町（写真提供：しまねの農村景観フォトコンテスト）

中央：雲南市大東町（写真提供：しまねの農村景観フォトコンテスト）

右：雲南市大東町（写真提供：しまねの農村景観フォトコンテスト）

【裏表紙】

邑智郡美郷町



島根県中山間地域活性化計画

令和2年度(2020)～令和6年度(2024)

島根県中山間計画

検索